

リスト規制該当非判定結果報告書

令和6年2月1日現在及び令和6年9月8日現在の外為法、輸出貿易管理令、外国為替令及び貨物等省令に対応しています。

当判定はリスト規制に照らした製品機能の評価です。輸出をしようとする人・法人は法的義務として、全ての我国の法令と、全ての域外適用を受ける外国の法令を確認、遵守してください。 参照：<http://www.meti.go.jp/policy/anpo/>

株式会社テクトロニクス&フリューク 輸出管理室
law.jp 《アットマーク》 tektronix.com

製品種類	テクトロニクス製 オシロスコープ	
製品型番	2201, 2430, 2430A, 2440, CSA8200, DP02002, DP02002B, DP02004B, DP02012, DP02012B, DP02014, DP02014B, DP02022B, DP02024, DP02024B, DP03012, DP03014, DP03032, DP03034, DP03052, DP03054, DP04014B, DP04032, DP04034, DP04034B, DP04054, DP04054B, DP04102B, DP04102B-L, DP04104, DP04104B, DP04104B-L, DP05034, DP05034B, DP05054, DP05054B, DP05104, DP05104B, DP05204, DP05204B, DP070404, DP070404B, DP070404C, DP07054, DP07054C, DP070604, DP070604B, DP070604C, DP070804, DP070804B, DP070804C, DP07104, DP07104C, DP071254B, DP071254C, DP071604B, DP071604C, DP072004, DP072004B, DP072004C, DP072304DX, DP072304SX, DP072504D, DP072504DX, DP07254, DP07254C, DP073304D, DP07354, DP07354C, DSA70604B, MS02002, MS02002B, MS02004, MS02004B, MS02012, MS02012B, MS02014, MS02014B, MS02022B, MS02024, MS02024B, MS022, MS024, MS03012, MS03014, MS03032, MS03034, MS03054, MS04014B, MS04032, MS04034, MS04034B, MS04054, MS04054B, MS04102B, MS04102B-L, MS04104, MS04104B, MS04104B-L, MS044, MS046, MS044B, MS046B, MS05034, MS05034B, MS05054, MS05054B, MS05104, MS05104B, MS05204, MS05204B, MS054B, MS056, MS056B, MS058, MS058B, MS058LP, MS064, MS064B, MS066B, MS068B, MS070404, MS070404C, MS070604, MS070604C, MS070804, MS070804C, MS071254, MS071254C, MS071604, MS071604C, MS072004, MS072004C, MS072304DX, MS073304DX, SD24	
ECCN	3A992 参照： http://www.cistec.or.jp/service/beikoku_saiyusyutukisei/ 本製品は、原産国にかかわらず、米国 ExportAdministrationRegulations の規制対象です。仕向国要件、用途要件、取引禁止者リストを確認して、“License Required” に該当する場合には米国政府の事前許可を得てください。	
	法令	主な参照条文
	外国為替及び外国貿易法 制定:昭和24.12.1 法律第228号	第1条、第5条、第6条、第24条、第25条、第48条、第55条の10
	輸出貿易管理令 制定:昭和24.12.1 政令第378号	別表第一 1~15 七⑨サブリングオシロスコープ 七⑩デジタル方式の記録装置 別表第二、別表第二の二 (該当なし)
	外国為替令 制定:昭和55.10.11 政令第260号	別表1~15 (該当なし)
	輸出貿易管理令別表第一及び外国為替令別表の規定に基づき貨物又は技術を定める省令 制定:平成3.10.14 通商産業省令第49号	第6条第9号「サンプリングオシロスコープであって、…」 第6条第11号「デジタル方式の記録装置であって、…」

判定結果

貨物：リスト規制 該当しない 技術：リスト規制 該当しない
--

リスト規制該非判定結果報告書

令和6年2月1日現在及び令和6年9月8日現在の外為法、輸出貿易管理令、外国為替令及び貨物等省令に対応しています。

当判定はリスト規制に照らした製品機能の評価です。輸出をしようとする人・法人は法的義務として、全ての我国の法令と、全ての域外適用を受ける外国の法令を確認、遵守してください。 参照：<http://www.meti.go.jp/policy/anpo/>

株式会社テクトロニクス&フリューク 輸出管理室
law.jp 《アットマーク》 tektronix.com

製品種類	テクトロニクス製 オシロスコープ	
製品型番	TBS1022, TBS1032B, TBS1042, TBS1052B, TBS1052C, TBS1062, TBS1064, TBS1072B, TBS1072C, TBS1102, TBS1102B, TBS1102C, TBS1104, TBS1152, TBS1152B, TBS1154, TBS1202B, TBS1202C, TBS2072, TBS2074, TBS2102, TBS2104, TBS2202, TBS2202B, TBS2204, TBS2072B, TBS2074B, TBS2102B, TBS2104B, TBS2202B, TBS2204B, TDS1001, TDS1001B, TDS1002, TDS1002B, TDS1012, TDS1012B, TDS2001C, TDS2002, TDS2002B, TDS2002C, TDS2004, TDS2004B, TDS2004C, TDS2012, TDS2012B, TDS2012C, TDS2014, TDS2014B, TDS2014C, TDS2022, TDS2022B, TDS2022C, TDS2024, TDS2024B, TDS2024C, TDS210, TDS220, TDS224, TDS3012, TDS3012B, TDS3012C, TDS3014, TDS3014B, TDS3014C, TDS3024B, TDS3032, TDS3032B, TDS3032C, TDS3034, TDS3034B, TDS3034C, TDS3044B, TDS3052, TDS3052B, TDS3052C, TDS3054, TDS3054B, TDS3054C, TDS3064B, TDS310, TDS320, TDS340, TDS340A, TDS350, TDS360, TDS360P, TDS380, TDS380P, TDS410, TDS410A, TDS420, TDS420A, TDS430A, TDS460, TDS460A, TDS5032, TDS5032B, TDS5034, TDS5034B, TDS5052, TDS5052B, TDS5054, TDS5054B, TDS510A, TDS5104, TDS5104B, TDS520, TDS520A, TDS520B, TDS520C, TDS520D, TDS524A, TDS540, TDS540A, TDS540B, TDS540C, TDS540D, TDS544A, TDS580C, TDS580D, TDS6124, TDS6124C, TDS6154C, TDS620A, TDS620B, TDS620C, TDS6404, TDS640A, TDS644A, TDS644B, TDS6504, TDS654C, TDS6604, TDS6604B, TDS6804B, TDS680B, TDS680C, TDS684A, TDS684B, TDS684C, TDS694C, TDS7054, TDS7104, TDS714L, TDS7154, TDS7154B, TDS724A, TDS724C, TDS724D, TDS7254, TDS7254B, TDS7304, TDS7404, TDS7404B, TDS744, TDS744A, TDS754A, TDS754C, TDS754D, TDS7704B, TDS782A, TDS784A, TDS784C, TDS784D, TDS794D, TDS8000, TDS8000B, TDS820, TDS8200, THM420, THM550, THM560, THM565, THM570, THM571, THM575, THS3014, THS3014-TK, THS3024, THS3024-TK, THS710, THS710A, THS720, THS720A, THS720P, THS730A, TPS2012, TPS2012B, TPS2014, TPS2014B, TPS2024, TPS2024B	
ECCN	3A992 参照： http://www.cistec.or.jp/service/beikoku_saiyusyutukisei/ 本製品は、原産国にかかわらず、米国 ExportAdministrationRegulations の規制対象です。仕向国要件、用途要件、取引禁止者リストを確認して、“License Required” に該当する場合には米国政府の事前許可を得てください。	
	法令	主な参照条文
	外国為替及び外国貿易法 制定:昭和24.12.1 法律第228号	第1条、第5条、第6条、第24条、第25条、第48条、第55条の10
	輸出貿易管理令 制定:昭和24.12.1 政令第378号	別表第一 1～15 七⑨「サンプリングオシロスコープ」 七⑩「デジタル方式の記録装置」 別表第二、別表第二の二（該当なし）
	外国為替令 制定:昭和55.10.11 政令第260号	別表1～15（該当なし）
	輸出貿易管理令別表第一及び外国為替令別表の規定に基づき貨物又は技術を定める省令 制定:平成3.10.14 通商産業省令第49号	第6条第9号「サンプリングオシロスコープであって、…」 第6条第11号「デジタル方式の記録装置であって、…」

判定結果

貨物：リスト規制 該当しない 技術：リスト規制 該当しない

リスト規制該当非判定結果報告書

令和6年2月1日現在及び令和6年9月8日現在の外為法、輸出貿易管理令、外国為替令及び貨物等省令に対応しています。

当判定はリスト規制に照らした製品機能の評価です。輸出をしようとする人・法人は法的義務として、全ての我国の法令と、全ての域外適用を受ける外国の法令を確認、遵守してください。 参照：<http://www.meti.go.jp/policy/anpo/>

株式会社テクトロニクス&フリューク 輸出管理室
law.jp 《アットマーク》 tektronix.com

製品種類	テクトロニクス製 アナログオシロスコープ	
製品型番	212, 2205, 2211, 2216, 222(オプション無し), 2221A, 222A, 222PS, 2225, 2232, 2235, 2236A, 224, 2245, 2245A, 2245B, 2246A, 2246ModA, 2247A, 2445A, 2445B, 2465A, 2455A, 2455B, 2465, 2465B, 2465BCT, 2465BDV, 2466, 2466B, 2466BHD, 2467B, 2467BHD, 465, 465B, 485, TAS220, TAS250, TAS455, TAS465, TAS475, TAS485	
ECCN	3A992 参照： http://www.cistec.or.jp/service/beikoku_saiyusyutukisei/ 本製品は、原産国にかかわらず、米国 ExportAdministrationRegulations の規制対象です。仕向国要件、用途要件、取引禁止者リストを確認して、“License Required” に該当する場合には米国政府の事前許可を得てください。	
	法令	主な参照条文
	外国為替及び外国貿易法 制定:昭和24.12.1 法律第228号	第1条、第5条、第6条、第24条、第25条、第48条、第55条の10
	輸出貿易管理令 制定:昭和24.12.1 政令第378号	別表第一 1~15、別表第二、別表第二の二 (いずれも該当なし)
	外国為替令 制定:昭和55.10.11 政令第260号	別表 1~15 (該当なし)

判定結果

貨物：リスト規制 該当しない 技術：リスト規制 該当しない
--

リスト規制該非判定結果報告書

令和6年2月1日現在及び令和6年9月8日現在の外為法、輸出貿易管理令、外国為替令及び貨物等省令に対応しています。

当判定はリスト規制に照らした製品機能の評価です。輸出をしようとする人・法人は法的義務として、全ての我国の法令と、全ての域外適用を受ける外国の法令を確認、遵守してください。 参照：<http://www.meti.go.jp/policy/anpo/>

株式会社テクトロニクス&フルーク 輸出管理室
law.jp 《アットマーク》 tektronix.com

製品種類	テクトロニクス製 ミックスド・ドメイン・オシロスコープ	
製品型番	MD03012, MD03014, MD03022, MD03024, MD03032, MD03034, MD03052, MD03054, MD03102, MD03104, MD032, MD034, MD04014-3, MD04014B-3, MD04024C, MD04034-3, MD04034B-3, MD04034C, MD04054-3, MD04054-6, MD04054B-3, MD04054B-6, MD04054C, MD04104-3, MD04104-6, MD04104B-3, MD04104B-6, MD04104C	
ECCN	3A992 参照： http://www.cistec.or.jp/service/beikoku_saiyusyutukisei/ 本製品は、原産国にかかわらず、米国 ExportAdministrationRegulations の規制対象です。仕向国要件、用途要件、取引禁止者リストを確認して、“License Required” に該当する場合には米国政府の事前許可を得てください。	
	法令	主な参照条文
	外国為替及び外国貿易法 制定:昭和 24.12.1 法律第 228 号	第 1 条、第 5 条、第 6 条、第 24 条、第 25 条、第 48 条、第 55 条の 10
	輸出貿易管理令 制定:昭和 24.12.1 政令第 378 号	別表第一 1~15 七⑨ サンプリングオシロスコープ 七⑩ アナログデジタル変換器 七⑪ デジタル方式の記録装置 七⑬ 周波数分析器 別表第二、別表第二の二 (該当なし)
	外国為替令 制定:昭和 55.10.11 政令第 260 号	別表 1~15 (該当なし)
	輸出貿易管理令別表第一及び外国為替令別表の規定に基づき貨物又は技術を定める省令 制定:平成 3.10.14 通商産業省令第 49 号	第 6 条第 9 号「サンプリングオシロスコープであって、…」 第 6 条第 10 号「アナログデジタル変換器のうち、…」 第 6 条第 11 号「デジタル方式の記録装置であって、…」 第 6 条第 12 号「スペクトラムアナライザーであって、…」

判定結果

貨物：リスト規制 該当しない 技術：リスト規制 該当しない
--

リスト規制該非判定結果報告書

令和6年2月1日現在及び令和6年9月8日現在の外為法、輸出貿易管理令、外国為替令及び貨物等省令に対応しています。

当判定はリスト規制に照らした製品機能の評価です。輸出をしようとする人・法人は法的義務として、全ての我国の法令と、全ての域外適用を受ける外国の法令を確認、遵守してください。 参照：<http://www.meti.go.jp/policy/anpo/>

株式会社テクトロニクス&フルーク 輸出管理室
law.jp 《アットマーク》 tektronix.com

製品種類	テクトロニクス製 スペクトラム・アナライザ	
製品型番	RSA2203A, RSA2208A, RSA306, RSA306B, RSA3303A, RSA3303B, RSA3308A, RSA3308B, RSA3408A, RSA3408B, RSA503A, RSA507A, RSA5103A, RSA5103B, RSA5106A, RSA5106B, RSA5115A, RSA5115B, RSA5126A, RSA5126B, RSA513A, RSA603A, RSA607A, RSA6106A, RSA6106B, RSA6114A, RSA6114B, RSA6120A, RSA6120B	
ECCN	3A992 参照： http://www.cistec.or.jp/service/beikoku_saiyusyutukisei/ 本製品は、原産国にかかわらず、米国 ExportAdministrationRegulations の規制対象です。仕向国要件、用途要件、取引禁止者リストを確認して、“License Required” に該当する場合には米国政府の事前許可を得てください。	
	法令	主な参照条文
	外国為替及び外国貿易法 制定:昭和24.12.1 法律第228号	第1条、第5条、第6条、第24条、第25条、第48条、第55条の10
	輸出貿易管理令 制定:昭和24.12.1 政令第378号	別表第一 1~15 七⑩ アナログデジタル変換器 七⑪ デジタル方式の記録装置 七⑬ 周波数分析器 別表第二、別表第二の二 (該当なし)
	外国為替令 制定:昭和55.10.11 政令第260号	別表1~15 (該当なし)
	輸出貿易管理令別表第一及び外国為替令別表の規定に基づき貨物又は技術を定める省令 制定:平成3.10.14 通商産業省令第49号	第6条第10号「アナログデジタル変換器のうち、…」 第6条第11号「デジタル方式の記録装置であって、…」 第6条第12号「スペクトラムアナライザであって、…」

判定結果

<p>貨物：リスト規制 該当しない</p> <p>技術：リスト規制 該当しない</p>

リスト規制該非判定結果報告書

令和6年2月1日現在及び令和6年9月8日現在の外為法、輸出貿易管理令、外国為替令及び貨物等省令に対応しています。

当判定はリスト規制に照らした製品機能の評価です。輸出をしようとする人・法人は法的義務として、全ての我国の法令と、全ての域外適用を受ける外国の法令を確認、遵守してください。 参照：<http://www.meti.go.jp/policy/anpo/>

株式会社テクトロニクス&フリューク 輸出管理室
law.jp 《アットマーク》 tektronix.com

製品種類	テクトロニクス製 デジタル・シリアル・アナライザ	
製品型番	CSA8000, DSA601A, DSA602, DSA602A, DSA70404, DSA70404B, DSA70404C, DSA70604, DSA70604B, DSA70604C, DSA70804, DSA70804B, DSA70804C, DSA71254, DSA71254B, DSA71254C, DSA71604, DSA71604B, DSA71604C, DSA72004, DSA72004B, DSA72004C, DSA72504D, DSA73304D, DSA8200, DSA8300, 80A01, 80A02, 80A03, 80A05, 80A06, 80A07, 80E01, 80E02, 80E03, 80E04, 80E04L, 80E05, 80E06, 80E07, 80E08, 80E09, 80E10, 80E11	
ECCN	3A992 参照： http://www.cistec.or.jp/service/beikoku_saiyusyutukisei/ 本製品は、原産国にかかわらず、米国 ExportAdministrationRegulations の規制対象です。仕向国要件、用途要件、取引禁止者リストを確認して、“License Required” に該当する場合には米国政府の事前許可を得てください。	
	法令	主な参照条文
	外国為替及び外国貿易法 制定:昭和24.12.1 法律第228号	第1条、第5条、第6条、第24条、第25条、第48条、第55条の10
	輸出貿易管理令 制定:昭和24.12.1 政令第378号	別表第一 1~15 七⑨ サンプルングオシロスコープ 七⑩ アナログデジタル変換器 七⑪ デジタル方式の記録装置 七⑫ 試験装置 別表第二、別表第二の二 (該当なし)
	外国為替令 制定:昭和55.10.11 政令第260号	別表 1~15 (該当なし)
	輸出貿易管理令別表第一及び外国為替令別表の規定に基づき貨物又は技術を定める省令 制定:平成3.10.14 通商産業省令第49号	第6条第9号 「サンプルングオシロスコープであって、…」 第6条第10号 「アナログデジタル変換器のうち、…」 第6条第11号 「デジタル方式の記録装置であって、…」 第6条第17号又「試験装置であって…」

判定結果

貨物：リスト規制 該当しない 技術：リスト規制 該当しない
--

リスト規制該非判定結果報告書

令和6年2月1日現在及び令和6年9月8日現在の外為法、輸出貿易管理令、外国為替令及び貨物等省令に対応しています。

当判定はリスト規制に照らした製品機能の評価です。輸出をしようとする人・法人は法的義務として、全ての我国の法令と、全ての域外適用を受ける外国の法令を確認、遵守してください。 参照：<http://www.meti.go.jp/policy/anpo/>

株式会社テクトロニクス&フルーク 輸出管理室
law.jp 《アットマーク》 tektronix.com

製品種類	テクトロニクス製 ネットワーク・アナライザ	
製品型番	TTR503A, TTR506A	
ECCN	3A992 参照： http://www.cistec.or.jp/service/beikoku_saiyusyutukisei/ 本製品は、原産国にかかわらず、米国 ExportAdministrationRegulations の規制対象です。仕向国要件、用途要件、取引禁止者リストを確認して、“License Required” に該当する場合には米国政府の事前許可を得てください。	
	法令	主な参照条文
外国為替及び外国貿易法	制定:昭和 24.12.1 法律第 228 号	第 1 条、第 5 条、第 6 条、第 24 条、第 25 条、第 48 条、第 55 条の 10
輸出貿易管理令	制定:昭和 24.12.1 政令第 378 号	別表第一 1～15 七⑨ サンプリングオシロスコープ 七⑩ アナログデジタル変換器 七⑪ デジタル方式の記録装置 七⑫ 試験装置 別表第二、別表第二の二 (該当なし)
外国為替令	制定:昭和 55.10.11 政令第 260 号	別表 1～15 (該当なし)
輸出貿易管理令別表第一及び外国為替令別表の規定に基づき貨物又は技術を定める省令	制定:平成 3.10.14 通商産業省令第 49 号	第 6 条第 9 号 「サンプリングオシロスコープであって、…」 第 6 条第 10 号 「アナログデジタル変換器のうち、…」 第 6 条第 11 号 「デジタル方式の記録装置であって、…」 第 6 条第 17 号ス 「試験装置であって…」

判定結果

貨物：リスト規制 該当しない 技術：リスト規制 該当しない
--

リスト規制該非判定結果報告書

令和6年2月1日現在及び令和6年9月8日現在の外為法、輸出貿易管理令、外国為替令及び貨物等省令に対応しています。

当判定はリスト規制に照らした製品機能の評価です。輸出をしようとする人・法人は法的義務として、全ての我国の法令と、全ての域外適用を受ける外国の法令を確認、遵守してください。 参照：<http://www.meti.go.jp/policy/anpo/>

株式会社テクトロニクス&フルーク 輸出管理室
law.jp 《アットマーク》 tektronix.com

製品種類	テクトロニクス製 パワー・アナライザ	
製品型番	PA1000, PA3000, PA4000	
ECCN	3A992 参照： http://www.cistec.or.jp/service/beikoku_saiyusyutukisei/ 本製品は、原産国にかかわらず、米国 ExportAdministrationRegulations の規制対象です。仕向国要件、用途要件、取引禁止者リストを確認して、“License Required” に該当する場合には米国政府の事前許可を得てください。	
	法令	主な参照条文
外国為替及び外国貿易法	制定:昭和 24.12.1 法律第 228 号	第 1 条、第 5 条、第 6 条、第 24 条、第 25 条、第 48 条、第 55 条の 10
輸出貿易管理令	制定:昭和 24.12.1 政令第 378 号	別表第一 1～15 七⑨ サンプルングオシロスコープ 七⑩ アナログデジタル変換器 七⑪ デジタル方式の記録装置 七⑬ 周波数分析器 別表第二、別表第二の二 (該当なし)
外国為替令	制定:昭和 55.10.11 政令第 260 号	別表 1～15 (該当なし)
輸出貿易管理令別表第一及び外国為替令別表の規定に基づき貨物又は技術を定める省令	制定:平成 3.10.14 通商産業省令第 49 号	第 6 条第 9 号 「サンプルングオシロスコープであって、…」 第 6 条第 10 号 「アナログデジタル変換器のうち、…」 第 6 条第 11 号 「デジタル方式の記録装置であって、…」 第 6 条第 12 号 「スペクトラムアナライザであって、…」

判定結果

貨物：リスト規制 該当しない
技術：リスト規制 該当しない

リスト規制該非判定結果報告書

令和6年2月1日現在及び令和6年9月8日現在の外為法、輸出貿易管理令、外国為替令及び貨物等省令に対応しています。

当判定はリスト規制に照らした製品機能の評価です。輸出をしようとする人・法人は法的義務として、全ての我国の法令と、全ての域外適用を受ける外国の法令を確認、遵守してください。 参照：<http://www.meti.go.jp/policy/anpo/>

株式会社テクトロニクス&フルーク 輸出管理室
law.jp 《アットマーク》 tektronix.com

製品種類	テクトロニクス製 ロジック・アナライザ	
製品型番	TLA510, TLA520, TLA5201, TLA5201B, TLA5202, TLA5202B, TLA5203, TLA5203B, TLA5204, TLA5204B, TLA601, TLA602, TLA603, TLA604, TLA611, TLA612, TLA613, TLA614, TLA6202, TLA6203, TLA6204, TLA621, TLA622, TLA623, TLA624, TLA6401, TLA6402, TLA6403, TLA6404, TLA7012, TLA7016, TLA704, TLA711, TLA714, TLA715, TLA720, TLA721, TLA7AA1, TLA7AA2, TLA7AA3, TLA7AA4, TLA7AB2, TLA7AB4, TLA7AC2, TLA7AC3, TLA7AC4, TLA7BB2, TLA7BB3, TLA7BB4, TLA7BC4, TLA7D1, TLA7D2, TLA7E1, TLA7E2, TLA7F1, TLA7F2, TLA7L1, TLA7L2, TLA7L3, TLA7L4, TLA7M1, TLA7M2, TLA7M3, TLA7M4, TLA7N1, TLA7N2, TLA7N3, TLA7N4, TLA7NA1, TLA7NA2, TLA7NA3, TLA7NA4, TLA7P2, TLA7P4, TLA7PC1, TLA7PG2, TLA7Q2, TLA7Q4, TLA7S08, TLA7S16	
ECCN	3A992 参照： http://www.cistec.or.jp/service/beikoku_saiyusyutukisei/ 本製品は、原産国にかかわらず、米国 ExportAdministrationRegulations の規制対象です。仕向国要件、用途要件、取引禁止者リストを確認して、“License Required” に該当する場合には米国政府の事前許可を得てください。	
	法令	主な参照条文
	外国為替及び外国貿易法 制定:昭和 24.12.1 法律第 228 号	第 1 条、第 5 条、第 6 条、第 24 条、第 25 条、第 48 条、第 55 条の 10
	輸出貿易管理令 制定:昭和 24.12.1 政令第 378 号	別表第一 1～15 七⑩ アナログデジタル変換器 七⑪ デジタル方式の記録装置 別表第二、別表第二の二 (該当なし)
	外国為替令 制定:昭和 55.10.11 政令第 260 号	別表 1～15 (該当なし)
	輸出貿易管理令別表第一及び外国為替令別表の規定に基づき貨物又は技術を定める省令 制定:平成 3.10.14 通商産業省令第 49 号	第 6 条第 10 号「アナログデジタル変換器のうち、…」 第 6 条第 11 号「デジタル方式の記録装置であって、…」

判定結果

貨物：リスト規制 該当しない 技術：リスト規制 該当しない
--

リスト規制該非判定結果報告書

令和6年2月1日現在及び令和6年9月8日現在の外為法、輸出貿易管理令、外国為替令及び貨物等省令に対応しています。

当判定はリスト規制に照らした製品機能の評価です。輸出をしようとする人・法人は法的義務として、全ての我国の法令と、全ての域外適用を受ける外国の法令を確認、遵守してください。 参照：<http://www.meti.go.jp/policy/anpo/>

株式会社テクトロニクス&フルーク 輸出管理室
law.jp 《アットマーク》 tektronix.com

製品種類	テクトロニクス製 アナライザ	
製品型番	FCA3000, FCA3003, FCA3020, FCA3100, FCA3103, FCA3120, MCA3027, MCA3040, SA2500, SA2600	
ECCN	3A992 参照： http://www.cistec.or.jp/service/beikoku_saiyusyutukisei/ 本製品は、原産国にかかわらず、米国 ExportAdministrationRegulations の規制対象です。仕向国要件、用途要件、取引禁止者リストを確認して、“License Required” に該当する場合には米国政府の事前許可を得てください。	
	法令	主な参照条文
外国為替及び外国貿易法	制定：昭和 24.12.1 法律第 228 号	第 1 条、第 5 条、第 6 条、第 24 条、第 25 条、第 48 条、第 55 条の 10
輸出貿易管理令	制定：昭和 24.12.1 政令第 378 号	別表第一 1～15 七⑩ アナログデジタル変換器 七⑪ デジタル方式の記録装置 七⑬ 周波数分析器 別表第二、別表第二の二 (該当なし)
外国為替令	制定：昭和 55.10.11 政令第 260 号	別表 1～15 (該当なし)
輸出貿易管理令別表第一及び外国為替令別表の規定に基づき貨物又は技術を定める省令	制定：平成 3.10.14 通商産業省令第 49 号	第 6 条第 10 号「アナログデジタル変換器のうち、…」 第 6 条第 11 号「デジタル方式の記録装置であって、…」 第 6 条第 12 号「スペクトラムアナライザであって、…」

判定結果

貨物：リスト規制 該当しない 技術：リスト規制 該当しない
--

リスト規制該非判定結果報告書

令和6年2月1日現在及び令和6年9月8日現在の外為法、輸出貿易管理令、外国為替令及び貨物等省令に対応しています。

当判定はリスト規制に照らした製品機能の評価です。輸出をしようとする人・法人は法的義務として、全ての我国の法令と、全ての域外適用を受ける外国の法令を確認、遵守してください。 参照：<http://www.meti.go.jp/policy/anpo/>

株式会社テクトロニクス&フルーク 輸出管理室
law.jp 《アットマーク》 tektronix.com

製品種類	テクトロニクス製 アナライザ	
製品型番	WCA230, WCA230A, WCA280A, WCA330, WCA380	
ECCN	3A992 参照： http://www.cistec.or.jp/service/beikoku_saiyusyutukisei/ 本製品は、原産国にかかわらず、米国 ExportAdministrationRegulations の規制対象です。仕向国要件、用途要件、取引禁止者リストを確認して、“License Required” に該当する場合には米国政府の事前許可を得てください。	
	法令	主な参照条文
外国為替及び外国貿易法	制定:昭和 24.12.1 法律第 228 号	第 1 条、第 5 条、第 6 条、第 24 条、第 25 条、第 48 条、第 55 条の 10
輸出貿易管理令	制定:昭和 24.12.1 政令第 378 号	別表第一 1～15 七⑩ アナログデジタル変換器 七⑪ デジタル方式の記録装置 七⑬ 周波数分析器 別表第二、別表第二の二 (該当なし)
外国為替令	制定:昭和 55.10.11 政令第 260 号	別表 1～15 (該当なし)
輸出貿易管理令別表第一及び外国為替令別表の規定に基づき貨物又は技術を定める省令	制定:平成 3.10.14 通商産業省令第 49 号	第 6 条第 10 号「アナログデジタル変換器のうち、…」 第 6 条第 11 号「デジタル方式の記録装置であって、…」 第 6 条第 12 号「スペクトラムアナライザであって、…」

判定結果

貨物：リスト規制 該当しない 技術：リスト規制 該当しない
--

リスト規制該非判定結果報告書

令和6年2月1日現在及び令和6年9月8日現在の外為法、輸出貿易管理令、外国為替令及び貨物等省令に対応しています。

当判定はリスト規制に照らした製品機能の評価です。輸出をしようとする人・法人は法的義務として、全ての我国の法令と、全ての域外適用を受ける外国の法令を確認、遵守してください。 参照：<http://www.meti.go.jp/policy/anpo/>

株式会社テクトロニクス&フルーク 輸出管理室
law.jp 《アットマーク》 tektronix.com

製品種類	テクトロニクス製 信号発生器 (データジェネレータ等)	
製品型番	3390, AFG1022, AFG1062, AFG2020, AFG2021, AFG3011, AFG3011C, AFG3021, AFG3021B, AFG3021C, AFG3022, AFG3022B, AFG3022C, AFG3051C, AFG3052C, AFG310, AFG3101, AFG3101C, AFG3102, AFG31021, AFG31022, AFG3102C, AFG31051, AFG31052, AFG31101, AFG31102, AFG31151, AFG31152, AFG31251, AFG31252, AFG3151C, AFG3152C, AFG320, AFG3251, AFG3251C, AFG3252, AFG3252C, AFG5101, AFG5102, AFG5501, AFG5502, AWG2005, AWG2021, AWG2040, AWG2041, AWG410, AWG420, AWG430, AWG5002, AWG5002B, AWG5002C, AWG5004, AWG5004B, AWG5012, AWG5012B, AWG5012C, AWG5014, AWG5014B, AWG5014C, AWG510, AWG520, AWG610, AWG615, AWG7051, AWG7052, AWG710, AWG710B, CFG280, DG2020, DG2020A, DG2030, DG2040, DTG5078, DTG5274, DTG5334, DTGM10, DTGM20, DTGM21, DTGM30, DTGM31, DTGM32, PG506A, PPG1251, PPG1601, PPG1602, PPG1604, PPG3002, PPG3004, PPG3201, PPG3202, PPG3204, PPG4001, PPG4002, PPG4004, RTX100, RTX100A, RTX100B, RTX130A, RTX130B, SG503, SG504, TG501A, TSG4102A, TSG4104A, TSG4106A	
ECCN	3A992 参照： http://www.cistec.or.jp/service/beikoku_saiyusyutukisei/ 本製品は、原産国にかかわらず、米国 ExportAdministrationRegulations の規制対象です。仕向国要件、用途要件、取引禁止者リストを確認して、“License Required” に該当する場合には米国政府の事前許可を得てください。	
	法令	主な参照条文
	外国為替及び外国貿易法 制定:昭和24.12.1 法律第228号	第1条、第5条、第6条、第24条、第25条、第48条、第55条の10
	輸出貿易管理令 制定:昭和24.12.1 政令第378号	別表第一 1~15 二④5 パルス発生器 七⑫ 信号発生器 九⑥ 測定装置 別表第二、別表第二の二 (該当なし)
	外国為替令 制定:昭和55.10.11 政令第260号	別表 1~15 (該当なし)
	輸出貿易管理令別表第一及び外国為替令別表の規定に基づき貨物又は技術を定める省令 制定:平成3.10.14 通商産業省令第49号	第1条第50号「パルス発生器又は…」 第6条第13号「信号発生器であって…」 第8条第8号の2「次のいずれかに該当する伝送通信装置若しくは…」

判定結果

<p>貨物：リスト規制 該当しない</p> <p>技術：リスト規制 該当しない</p>

リスト規制該非判定結果報告書

令和6年2月1日現在及び令和6年9月8日現在の外為法、輸出貿易管理令、外国為替令及び貨物等省令に対応しています。

当判定はリスト規制に照らした製品機能の評価です。輸出をしようとする人・法人は法的義務として、全ての我国の法令と、全ての域外適用を受ける外国の法令を確認、遵守してください。 参照：<http://www.meti.go.jp/policy/anpo/>

株式会社テクトロニクス&フルーク 輸出管理室
law.jp 《アットマーク》 tektronix.com

製品種類	テクトロニクス製 デジタル・マルチメータ (DMM) 等	
製品型番	DMM150, DMM155, DMM156, DMM157, DMM247, DMM249, DMM250, DMM251, DMM252, DMM254, DMM353, DMM370M, DMM372M, DMM4020, DMM4040, DMM4050, DMM830, DMM850, DMM870, DMM912, DMM914, DMM916, TX1, TX3	
ECCN	3A992 参照： http://www.cistec.or.jp/service/beikoku_saiyusyutukisei/ 本製品は、原産国にかかわらず、米国 ExportAdministrationRegulations の規制対象です。仕向国要件、用途要件、取引禁止者リストを確認して、“License Required” に該当する場合には米国政府の事前許可を得てください。	
	法令	主な参照条文
	外国為替及び外国貿易法 制定:昭和 24.12.1 法律第 228 号	第 1 条、第 5 条、第 6 条、第 24 条、第 25 条、第 48 条、第 55 条の 10
	輸出貿易管理令 制定:昭和 24.12.1 政令第 378 号	別表第一 1~15 七⑩ アナログデジタル変換器 七⑪ デジタル方式の記録装置 別表第二、別表第二の二 (該当なし)
	外国為替令 制定:昭和 55.10.11 政令第 260 号	別表 1~15 (該当なし)
	輸出貿易管理令別表第一及び外国為替令別表の規定に基づき貨物又は技術を定める省令 制定:平成 3.10.14 通商産業省令第 49 号	第 6 条第 10 号「アナログデジタル変換器のうち、…」 第 6 条第 11 号「デジタル方式の記録装置であって、…」

判定結果

貨物：リスト規制 該当しない 技術：リスト規制 該当しない
--

リスト規制該当判定結果報告書

令和6年2月1日現在及び令和6年9月8日現在の外為法、輸出貿易管理令、外国為替令及び貨物等省令に対応しています。

当判定はリスト規制に照らした製品機能の評価です。輸出をしようとする人・法人は法的義務として、全ての我国の法令と、全ての域外適用を受ける外国の法令を確認、遵守してください。 参照：<http://www.meti.go.jp/policy/anpo/>

株式会社テクトロニクス&フルーク 輸出管理室
law.jp 《アットマーク》 tektronix.com

製品種類	テクトロニクス製 光アイソレーション型測定システム	
製品型番	TIVH02, TIVH02L, TIVH05, TIVH05L, TIVH08, TIVH08L, TIVM02, TIVM02L, TIVM05, TIVM05L, TIVM1, TIVM1L, TIVP01, TIVP02, TIVP02L, TIVP05, TIVP05L, TIVP1, TIVP1L	
ECCN	EAR99 参照： http://www.cistec.or.jp/service/beikoku_saiyusyutukisei/ 本製品は、原産国にかかわらず、米国 ExportAdministrationRegulations の規制対象です。仕向国要件、用途要件、取引禁止者リストを確認して、“License Required” に該当する場合には米国政府の事前許可を得てください。	
	法令	主な参照条文
	外国為替及び外国貿易法 制定:昭和24.12.1 法律第228号	第1条、第5条、第6条、第24条、第25条、第48条、第55条の10
	輸出貿易管理令 制定:昭和24.12.1 政令第378号	別表第一 1~15 七① 集積回路 別表第二、別表第二の二 (該当なし)
	外国為替令 制定:昭和55.10.11 政令第260号	別表 1~15 (該当なし)
	輸出貿易管理令別表第一及び外国為替令別表の規定に基づき貨物又は技術を定める省令 制定:平成3.10.14 通商産業省令第49号	第6条第1号へ 「信号処理用の…」

判定結果

貨物：リスト規制 該当しない 技術：リスト規制 該当しない
--

リスト規制該非判定結果報告書

令和6年2月1日現在及び令和6年9月8日現在の外為法、輸出貿易管理令、外国為替令及び貨物等省令に対応しています。

当判定はリスト規制に照らした製品機能の評価です。輸出をしようとする人・法人は法的義務として、全ての我国の法令と、全ての域外適用を受ける外国の法令を確認、遵守してください。 参照：<http://www.meti.go.jp/policy/anpo/>

株式会社テクトロニクス&フリューク 輸出管理室
law.jp 《アットマーク》 tektronix.com

製品種類	テクトロニクス製 光センサー	
製品型番 ECCN	ECCN: 3A992 80C01, 80C02, 80C03, 80C04, 80C05, 80C05E1, 80C06, 80C06E1, 80C07, 80C07B, 80C08, 80C08B, 80C09, 80C11, 80C17, 80C18	
	ECCN: 5B991 80C15, 80C15P	
	ECCN: EAR99 80C08C, 80C08D, 80C10, 80C10B, 80C10C, 80C10E1, 80C11B, 80C12, 80C12B, 80C14	
参照： http://www.cistec.or.jp/service/beikoku_saiyusyutukisei/ 本製品は、原産国にかかわらず、米国 ExportAdministrationRegulations の規制対象です。仕向国要件、用途要件、取引禁止者リストを確認して、“License Required”に該当する場合には米国政府の事前許可を得てください。		
法令		主な参照条文
外国為替及び外国貿易法 制定:昭和 24.12.1 法律第 228 号	第 1 条、第 5 条、第 6 条、第 24 条、第 25 条、第 48 条、第 55 条の 10	
輸出貿易管理令 制定:昭和 24.12.1 政令第 378 号	別表第一 1~15 十② 光検出器若しくは… 別表第二、別表第二の二 (該当なし)	
外国為替令 制定:昭和 55.10.11 政令第 260 号	別表 1~15 (該当なし)	
輸出貿易管理令別表第一及び外国為替令別表の規定に基づき貨物又は技術を定める省令 制定:平成 3.10.14 通商産業省令第 49 号	第 9 条第 5 号 「光検出器を用いた装置であって、…」	

判定結果

貨物：リスト規制 該当しない 技術：リスト規制 該当しない
--

リスト規制該非判定結果報告書

令和6年2月1日現在及び令和6年9月8日現在の外為法、輸出貿易管理令、外国為替令及び貨物等省令に対応しています。

当判定はリスト規制に照らした製品機能の評価です。輸出をしようとする人・法人は法的義務として、全ての我国の法令と、全ての域外適用を受ける外国の法令を確認、遵守してください。 参照：<http://www.meti.go.jp/policy/anpo/>

株式会社テクトロニクス&フルーク 輸出管理室
law.jp 《アットマーク》 tektronix.com

製品種類	テクトロニクス製 BERTScope	
製品型番	BSX125, BSX240, BSX320	
ECCN	3A992 参照： http://www.cistec.or.jp/service/beikoku_saiyusyutukisei/ 本製品は、原産国にかかわらず、米国 ExportAdministrationRegulations の規制対象です。仕向国要件、用途要件、取引禁止者リストを確認して、“License Required” に該当する場合には米国政府の事前許可を得てください。	
	法令	主な参照条文
外国為替及び外国貿易法	制定:昭和 24.12.1 法律第 228 号	第 1 条、第 5 条、第 6 条、第 24 条、第 25 条、第 48 条、第 55 条の 10
輸出貿易管理令	制定:昭和 24.12.1 政令第 378 号	別表第一 1～15 二④5 パルス発生器 七⑨ サンプリングオシロスコープ 別表第二、別表第二の二 (該当なし)
外国為替令	制定:昭和 55.10.11 政令第 260 号	別表 1～15 (該当なし)
輸出貿易管理令別表第一及び外国為替令別表の規定に基づき貨物又は技術を定める省令	制定:平成 3.10.14 通商産業省令第 49 号	第 1 条第 50 号 「パルス発生器又は…」 第 6 条第 9 号 「サンプリングオシロスコープであって、…」

判定結果

<p>貨物：リスト規制 該当しない</p> <p>技術：リスト規制 該当しない</p>

リスト規制該当非判定結果報告書

令和6年2月1日現在及び令和6年9月8日現在の外為法、輸出貿易管理令、外国為替令及び貨物等省令に対応しています。

当判定はリスト規制に照らした製品機能の評価です。輸出をしようとする人・法人は法的義務として、全ての我国の法令と、全ての域外適用を受ける外国の法令を確認、遵守してください。 参照：<http://www.meti.go.jp/policy/anpo/>

株式会社テクトロニクス&フルーク 輸出管理室
law.jp 《アットマーク》 tektronix.com

製品種類	テクトロニクス製 マージン・テスタ	
製品型番	TMT4	
ECCN	3A992 参照： http://www.cistec.or.jp/service/beikoku_saiyusyutukisei/ 本製品は、原産国にかかわらず、米国 ExportAdministrationRegulations の規制対象です。仕向国要件、用途要件、取引禁止者リストを確認して、“License Required” に該当する場合には米国政府の事前許可を得てください。	
	法令	主な参照条文
	外国為替及び外国貿易法 制定:昭和24.12.1 法律第228号	第1条、第5条、第6条、第24条、第25条、第48条、第55条の10
	輸出貿易管理令 制定:昭和24.12.1 政令第378号	別表第一 1～15 二④5 パルス発生器 七⑨ サンプリングオシロスコープ 別表第二、別表第二の二 (該当なし)
	外国為替令 制定:昭和55.10.11 政令第260号	別表 1～15 (該当なし)
	輸出貿易管理令別表第一及び外国為替令別表の規定に基づき貨物又は技術を定める省令 制定:平成3.10.14 通商産業省令第49号	第1条第50号 「パルス発生器又は…」 第6条第9号 「サンプリングオシロスコープであって、…」

判定結果

貨物：リスト規制 該当しない
技術：リスト規制 該当しない

リスト規制該当非判定結果報告書

令和6年2月1日現在及び令和6年9月8日現在の外為法、輸出貿易管理令、外国為替令及び貨物等省令に対応しています。

当判定はリスト規制に照らした製品機能の評価です。輸出をしようとする人・法人は法的義務として、全ての我国の法令と、全ての域外適用を受ける外国の法令を確認、遵守してください。 参照：<http://www.meti.go.jp/policy/anpo/>

株式会社テクトロニクス&フルーク 輸出管理室
law.jp 《アットマーク》 tektronix.com

製品種類	テクトロニクス製 カーブ・トレーサ	
製品型番	370, 370A, 370B, 371A, 371B, 576, 577	
ECCN	3A992 参照： http://www.cistec.or.jp/service/beikoku_saiyusyutukisei/ 本製品は、原産国にかかわらず、米国 ExportAdministrationRegulations の規制対象です。仕向国要件、用途要件、取引禁止者リストを確認して、“License Required”に該当する場合には米国政府の事前許可を得てください。	
	法令	主な参照条文
外国為替及び外国貿易法 制定:昭和24.12.1 法律第228号		第1条、第5条、第6条、第24条、第25条、第48条、第55条の10
輸出貿易管理令 制定:昭和24.12.1 政令第378号		別表第一 1~15 七⑩ アナログデジタル変換器 七⑪ デジタル方式の記録装置 七⑫ 試験装置 別表第二、別表第二の二 (該当なし)
外国為替令 制定:昭和55.10.11 政令第260号		別表 1~15 (該当なし)
輸出貿易管理令別表第一及び外国為替令別表の規定に基づき貨物又は技術を定める省令 制定:平成3.10.14 通商産業省令第49号		第6条第10号 「アナログデジタル変換器のうち、…」 第6条第11号 「デジタル方式の記録装置であって、…」 第6条第17号又「試験装置であって…」

判定結果

貨物：リスト規制 該当しない
技術：リスト規制 該当しない

リスト規制該当非判定結果報告書

令和6年2月1日現在及び令和6年9月8日現在の外為法、輸出貿易管理令、外国為替令及び貨物等省令に対応しています。

当判定はリスト規制に照らした製品機能の評価です。輸出をしようとする人・法人は法的義務として、全ての我国の法令と、全ての域外適用を受ける外国の法令を確認、遵守してください。 参照：<http://www.meti.go.jp/policy/anpo/>

株式会社テクトロニクス&フルーク 輸出管理室
law.jp 《アットマーク》 tektronix.com

製品種類	テクトロニクス製 プローブ、プローブ周辺機器	
製品型番	1101A, 1103, 119-4146-00, 131-5638-11, 5808, 5809, A620, A621, A622, A6302, A6303, A6312, AM503, AM5030, AM5030S, AM503B, AM503S, CT1, CT2, CT4, CT5, CT6, CT-8, CT-9, EM-6992, EMI-NF-AMP, P2100, P2200, P2220, P2220-PKG, P2221, P3000, P3010, P3010-PKG, P3420, P400, P5050, P5050B, P5100, P5100-PKG, P5100A, P5100A-PKG, P5102, P5120, P5122, P5122-PKG, P5150, P5200, P5200A, P5201, P5202A, P5205, P5205A, P5210, P5210A, P5910, P5934, P5960, P6006, P6007, P6008, P6009, P6015, P6015A, P6021, P6021A, P6022, P6041, P6046, P6062B, P6063B, P6101B, P6103B, P6105A, P6106A, P6108A, P6109B, P6111B, P6112, P6113B, P6114B, P6117, P6119B, P6122, P6129B, P6135A, P6137, P6138, P6138A, P6139A, P6139A-PKG, P6139B, P6139B-PK10, P6150, P6156, P6202A, P6205, P6240, P6241, P6243, P6245, P6245AD, P6246, P6247, P6248, P6251, P6316, P6330, P6339A, P6407, P6417, P6418, P6419, P6420, P6434, P6444, P6460, P6463A, P6465, P6465Y, P6467, P6468, P6470, P6471, P6472, P6473, P6474, P6474EXP, P6480, P6486, P6487, P6490, P6516, P6561A, P6561AS, P6562A, P6562AS, P6563A, P6563AS, P6601, P6602, P6616, P6701B, P6701S, P6701SD, P6701SP, P6703B, P6704S, P6704SP, P6708, P6708P, P6708S, P6708SP, P6716G3, P6716P, P6716S, P6716SP, P6717, P6721, P6780, P67SA01SD, P6810, P6860, P6864, P6880, P6910, P6960, P6962, P6964, P6980, P6982, P7225, P7240, P7313, P7313SMA, P7330, P7340, P7340A, P7350, P7350SMA, P7360, P7360A, P7380, P7380A, P7380SMA, P7504, P7506, P7508, P7513A, P7516, P7520A, P75TLRST, P7625, P7630, P7633, P76TA, P7700, P7708, P7713, P7716, P7720, P77BRWSR, P77STCABL, P77STFLXA, P8018, P80318, P80318X, P850, TLP058	
ECCN	EAR99 参照： http://www.cistec.or.jp/service/beikoku_saiyusyutukisei/ 本製品は、原産国にかかわらず、米国 ExportAdministrationRegulations の規制対象です。仕向国要件、用途要件、取引禁止者リストを確認して、“License Required”に該当する場合には米国政府の事前許可を得てください。	
	法令	主な参照条文
	外国為替及び外国貿易法 制定:昭和24.12.1 法律第228号	第1条、第5条、第6条、第24条、第25条、第48条、第55条の10
	輸出貿易管理令 制定:昭和24.12.1 政令第378号	別表第一 1~15、別表第二、別表第二の二 (いずれも該当なし)
	外国為替令 制定:昭和55.10.11 政令第260号	別表 1~15 (該当なし)

判定結果

貨物：リスト規制 該当しない 技術：リスト規制 該当しない
--

リスト規制該非判定結果報告書

令和6年2月1日現在及び令和6年9月8日現在の外為法、輸出貿易管理令、外国為替令及び貨物等省令に対応しています。

当判定はリスト規制に照らした製品機能の評価です。輸出をしようとする人・法人は法的義務として、全ての我国の法令と、全ての域外適用を受ける外国の法令を確認、遵守してください。 参照：<http://www.meti.go.jp/policy/anpo/>

株式会社テクトロニクス&フリューク 輸出管理室
law.jp 《アットマーク》 tektronix.com

製品種類	テクトロニクス製 プローブ、プローブ周辺機器	
製品型番	PPM007, PPM100, PPMS200, PR-10, PR-33, TAP1500, TAP2500, TAP3500, TCP0020, TCP0030, TCP0030A, TCP0150, TCP202, TCP2020, TCP202A, TCP303, TCP305, TCP305A, TCP312, TCP312A, TCP404XL, TCPA300, TCPA400, TCPA404XL, TDP0500, TDP1000, TDP1500, TDP3500, TDP4000, THDP0100, THDP0200, THP0301-B, THP0301-G, THP0301-M, THP0301-Y, TMDP0200, TMSGG2, TMSGG2R, TMSGH2, TMSGH2R, TMSIC6, TMSIC6P, TMSIC8, TMSIC8P, TMSIP1, TMSMB20, TMSQ2TG, TMSQ2TH, TMSQ4C, TMSQ4P2, TMSQIEN2, TMSQIEP, TMSQME, TMSQSPR1, TMSTS1, TP750, TPA-BNC, TPA-BNCX10, TPA-N-VPI, TPH1000, TPP0051, TPP0100, TPP0101, TPP0101-PK10, TPP0101-PK50, TPP0200, TPP0201, TPP0201-PK10, TPP0201-PK50, TPP0250, TPP0500, TPP0500B, TPP0502, TPP0850, TPP1000, TPP-ACC, TPR1000, TPR4000	
ECCN	EAR99 参照： http://www.cistec.or.jp/service/beikoku_saiyusyutukisei/ 本製品は、原産国にかかわらず、米国 ExportAdministrationRegulations の規制対象です。仕向国要件、用途要件、取引禁止者リストを確認して、“License Required” に該当する場合には米国政府の事前許可を得てください。	
	法令	主な参照条文
	外国為替及び外国貿易法 制定:昭和 24.12.1 法律第 228 号	第 1 条、第 5 条、第 6 条、第 24 条、第 25 条、第 48 条、第 55 条の 10
	輸出貿易管理令 制定:昭和 24.12.1 政令第 378 号	別表第一 1~15、別表第二、別表第二の二 (いずれも該当なし)
	外国為替令 制定:昭和 55.10.11 政令第 260 号	別表 1~15 (該当なし)

判定結果

貨物：リスト規制 該当しない 技術：リスト規制 該当しない
--

リスト規制該非判定結果報告書

令和6年2月1日現在及び令和6年9月8日現在の外為法、輸出貿易管理令、外国為替令及び貨物等省令に対応しています。

当判定はリスト規制に照らした製品機能の評価です。輸出をしようとする人・法人は法的義務として、全ての我国の法令と、全ての域外適用を受ける外国の法令を確認、遵守してください。 参照：<http://www.meti.go.jp/policy/anpo/>

株式会社テクトロニクス&フルーク 輸出管理室
law.jp 《アットマーク》 tektronix.com

製品種類	テクトロニクス製 各種製品	
製品型番	CDC250, CR125A, DPO2CONN, DPO4USB, DPP125B, MTX100, MTX100A, MTX100B	
ECCN	3A992 参照： http://www.cistec.or.jp/service/beikoku_saiyusyutukisei/ 本製品は、原産国にかかわらず、米国 ExportAdministrationRegulations の規制対象です。仕向国要件、用途要件、取引禁止者リストを確認して、“License Required” に該当する場合には米国政府の事前許可を得てください。	
	法令	主な参照条文
	外国為替及び外国貿易法 制定:昭和 24.12.1 法律第 228 号	第 1 条、第 5 条、第 6 条、第 24 条、第 25 条、第 48 条、第 55 条の 10
	輸出貿易管理令 制定:昭和 24.12.1 政令第 378 号	別表第一 1～15 七⑩ アナログデジタル変換器 七⑪ デジタル方式の記録装置 別表第二、別表第二の二 (該当なし)
	外国為替令 制定:昭和 55.10.11 政令第 260 号	別表 1～15 (該当なし)
	輸出貿易管理令別表第一及び外国為替令別表の規定に基づき貨物又は技術を定める省令 制定:平成 3.10.14 通商産業省令第 49 号	第 6 条第 10 号「アナログデジタル変換器のうち、…」 第 6 条第 11 号「デジタル方式の記録装置であって、…」

判定結果

<p>貨物：リスト規制 該当しない</p> <p>技術：リスト規制 該当しない</p>

リスト規制該非判定結果報告書

令和6年2月1日現在及び令和6年9月8日現在の外為法、輸出貿易管理令、外国為替令及び貨物等省令に対応しています。

当判定はリスト規制に照らした製品機能の評価です。輸出をしようとする人・法人は法的義務として、全ての我国の法令と、全ての域外適用を受ける外国の法令を確認、遵守してください。 参照：<http://www.meti.go.jp/policy/anpo/>

株式会社テクトロニクス&フルーク 輸出管理室
law.jp 《アットマーク》 tektronix.com

製品種類	テクトロニクス製 各種製品	
製品型番	11A72, 863012700, 863017600, 863017601, 863017700, 863017701, 863017702, 863017703, 863017704, 863017800, 863021400, 863021401, 863021402, 863021403, 863021470, 863021471, 863027300, 863027301, 863035100, 863035101, 863035102, 863035103, 863041300, 863041500, 863041600, 863041800, 863047000, 863047800, 863047900, 863048000, 863048100, 863048200, 863051500, 863051570, 863052500, 863052501, 863052502, 863052800, 863052801, 863053500, 863053501, 863054000, 863054001, 863054003, 863059200, 863059201, 863061000, 863061001, 863062100, 863064800, 863064801, 863064802, 863068100, 863068101, 863070800, 863073300, 863082300, 863082301, 863082302, 863085000, 863085001, 863093700, 863095600, 863095601, 863095602, 863096400, 863096500, 863096501, 863096502, 863096503, 863096600, 863106700, 863106702, 863106900, 863106902, 863109503, 863116300, 863116301, 863125700, 863137900, 863139700, 863139701, 863139703, AWGSYNCO1, CT-100-M, CT-1000-M, CT-1000-S, CT-200-M, CT-200-S, CT-400-S, CT-500-M, CT-60-S, IVTIP1X, IVTIP10X, IVTIP5X, IVTIP50X, TDS3GV, TEK-DPG, TF-HDMIC-TPA-STX, TF-HDMIC-TPA-S, TF-ESATA-SET-IV-ZP, TF-SATA-SET-IV-ZP, TF-TEKPROTECT, TF-HDMI-TPA-CE, TF-HDMID-TPA-P, TF-HDMID-TPA-R, TF-HDMIE-TPA-KIT, TF-HEAC-TPA-KIT, TF-HDMID-TPA-PW, TF-HDMID-TPA-RW, TF-HDMI-TPA-STX, TF-HDMI-TPA-S, TF-USB3-A-P, TF-USB3-A-R, TF-USB3-AB-KIT, TF-USB3-B-R, TPS2PBND2, f0300, TRCP0600, TRCP3000	
ECCN	3A992 参照： http://www.cistec.or.jp/service/beikoku_saiyusyutukisei/ 本製品は、原産国にかかわらず、米国 ExportAdministrationRegulations の規制対象です。仕向国要件、用途要件、取引禁止者リストを確認して、“License Required”に該当する場合には米国政府の事前許可を得てください。	
	法令	主な参照条文
	外国為替及び外国貿易法 制定:昭和 24.12.1 法律第 228 号	第 1 条、第 5 条、第 6 条、第 24 条、第 25 条、第 48 条、第 55 条の 10
	輸出貿易管理令 制定:昭和 24.12.1 政令第 378 号	別表第一 1~15、別表第二、別表第二の二 (いずれも該当なし)
	外国為替令 制定:昭和 55.10.11 政令第 260 号	別表 1~15 (該当なし)

判定結果

貨物：リスト規制 該当しない 技術：リスト規制 該当しない
--

リスト規制該当非判定結果報告書

令和6年2月1日現在及び令和6年9月8日現在の外為法、輸出貿易管理令、外国為替令及び貨物等省令に対応しています。

当判定はリスト規制に照らした製品機能の評価です。輸出をしようとする人・法人は法的義務として、全ての我国の法令と、全ての域外適用を受ける外国の法令を確認、遵守してください。 参照：<http://www.meti.go.jp/policy/anpo/>

株式会社テクトロニクス&フルーク 輸出管理室
law.jp 《アットマーク》 tektronix.com

製品種類	テクトロニクス製 各種製品	
製品型番	80SICMX, 80SSPAR, DPO2BND, DPO3AUTO, DPO3PWR, DP04BND, MD03BND, MD03AFG, MD03MS0, MD03BND, MD03SA, MTXS01	
ECCN	3D991 参照： http://www.cistec.or.jp/service/beikoku_saiyusyutukisei/ 本製品は、原産国にかかわらず、米国 ExportAdministrationRegulations の規制対象です。仕向国要件、用途要件、取引禁止者リストを確認して、“License Required” に該当する場合には米国政府の事前許可を得てください。	
	法令	主な参照条文
外国為替及び外国貿易法	制定:昭和24.12.1 法律第228号	第1条、第5条、第6条、第24条、第25条、第48条、第55条の10
輸出貿易管理令	制定:昭和24.12.1 政令第378号	別表第一 1~15、別表第二、別表第二の二 (いずれも該当なし)
外国為替令	制定:昭和55.10.11 政令第260号	別表 1~15 (該当なし)

判定結果

貨物：リスト規制 該当しない
技術：リスト規制 該当しない

リスト規制該非判定結果報告書

令和6年2月1日現在及び令和6年9月8日現在の外為法、輸出貿易管理令、外国為替令及び貨物等省令に対応しています。

当判定はリスト規制に照らした製品機能の評価です。輸出をしようとする人・法人は法的義務として、全ての我国の法令と、全ての域外適用を受ける外国の法令を確認、遵守してください。 参照：http://www.meti.go.jp/policy/anpo/

株式会社テクトロニクス&フルーク 輸出管理室
law.jp 《アットマーク》 tektronix.com

製品種類	テクトロニクス製 各種製品	
製品型番	CR125ACBL, CR17500A, CR175A, CR25000A, CR28000A, CR286A, CRHS25000A, CRJ25000A, CRJ28000A, CRJHS25000A, CRJHS28000A	
ECCN	5B991 参照：http://www.cistec.or.jp/service/beikoku_saiyusyutukisei/ 本製品は、原産国にかかわらず、米国 ExportAdministrationRegulations の規制対象です。仕向国要件、用途要件、取引禁止者リストを確認して、“License Required”に該当する場合には米国政府の事前許可を得てください。	
	法令	主な参照条文
	外国為替及び外国貿易法 制定：昭和24.12.1 法律第228号	第1条、第5条、第6条、第24条、第25条、第48条、第55条の10
	輸出貿易管理令 制定：昭和24.12.1 政令第378号	別表第一 1～15 七⑩ アナログデジタル変換器 七⑪ デジタル方式の記録装置 別表第二、別表第二の二 (該当なし)
	外国為替令 制定：昭和55.10.11 政令第260号	別表 1～15 (該当なし)
	輸出貿易管理令別表第一及び外国為替令別表の規定に基づき貨物又は技術を定める省令 制定：平成3.10.14 通商産業省令第49号	第6条第10号「アナログデジタル変換器のうち、…」 第6条第11号「デジタル方式の記録装置であって、…」

判定結果

貨物：リスト規制 該当しない
技術：リスト規制 該当しない

リスト規制該非判定結果報告書

令和6年2月1日現在及び令和6年9月8日現在の外為法、輸出貿易管理令、外国為替令及び貨物等省令に対応しています。

当判定はリスト規制に照らした製品機能の評価です。輸出をしようとする人・法人は法的義務として、全ての我国の法令と、全ての域外適用を受ける外国の法令を確認、遵守してください。 参照：<http://www.meti.go.jp/policy/anpo/>

株式会社テクトロニクス&フルーク 輸出管理室
law.jp 《アットマーク》 tektronix.com

製品種類	テクトロニクス製 各種製品	
製品型番	764, 863009100, 863009101, 863009102, 863009103, 863009104, 863009105, 863009106, 863009107, 863009108, 863009174, 863009175, 863009176, 863010900, 863010901, 863010902, 863010903, 863010904, 863010905, 863010906, 863010907, 863010908, 863010909, 863010910, 863010911, 863010912, 863010913, 863010914, 863010915, 863010916, 863010917, 863010918, 863010919, 863010975, 863010977, 863019305, 863019306, 863019307, 863019308, 863019309, 863019310, 863019311, 863019312, 863019313, 863019314, 863019315, 863019316, 863019317, 863037600, 863058200, 863060200, 863068700, 863068701, 863068702, 863068800, 863650100, 863650101, 863650102, 863650201, 863650202, 863650203, 863650400, AM700, AMM768, ASG140, CT100, CT11BF, CT12AF, CT12BF, CT12BU, CT13BF, CTS55, CTS710, CTS750, CTS850, "TF-ACC-SATA-M.2-PK", "TF-ACC-SATA-M.2-RK", TF-FC16-TPA-HCB-P, TF-FC16-TPA-KT, TF-FC16-TPA-MCB-R, "TF-PCIE-M.2-TPA3-P", "TF-PCIE-M.2-TPA3-PR", "TF-PCIE-M.2-TPA3-R", TF-QSFPZ-TPAGG-HCB-P, TF-QSFPZ-TPAGG-KT, TF-QSFPZ-TPAGG-MCB-R, "TF-SATA-M.2-TPA-C", "TF-SATA-M.2-TPA-P", "TF-SATA-M.2-TPA-PR", "TF-SATA-M.2-TPA-PRC", "TF-SATA-M.2-TPA-R", TF-SATA-TPA-ICTP, TF-SATA-TPA-ICTR, TF-SFF-8639-TPA-P, TF-SFF-8639-TPA-PR, TF-SFF-8639-TPA-R, TF-TB-TPA-UHG2	
ECCN	5B991 参照： http://www.cistec.or.jp/service/beikoku_saiyusyutukisei/ 本製品は、原産国にかかわらず、米国 ExportAdministrationRegulations の規制対象です。仕向国要件、用途要件、取引禁止者リストを確認して、“License Required” に該当する場合には米国政府の事前許可を得てください。	
	法令	主な参照条文
	外国為替及び外国貿易法 制定:昭和24.12.1 法律第228号	第1条、第5条、第6条、第24条、第25条、第48条、第55条の10
	輸出貿易管理令 制定:昭和24.12.1 政令第378号	別表第一 1~15、別表第二、別表第二の二 (いずれも該当なし)
	外国為替令 制定:昭和55.10.11 政令第260号	別表 1~15 (該当なし)

判定結果

貨物：リスト規制 該当しない
技術：リスト規制 該当しない

リスト規制該非判定結果報告書

令和6年2月1日現在及び令和6年9月8日現在の外為法、輸出貿易管理令、外国為替令及び貨物等省令に対応しています。

当判定はリスト規制に照らした製品機能の評価です。輸出をしようとする人・法人は法的義務として、全ての我国の法令と、全ての域外適用を受ける外国の法令を確認、遵守してください。 参照：<http://www.meti.go.jp/policy/anpo/>

株式会社テクトロニクス&フルーク 輸出管理室
law.jp 《アットマーク》 tektronix.com

製品種類	テクトロニクス製 各種製品	
製品型番	4200-PA, AM502, AM513, AM513S, AMT75, TDS3CHG, TM5003, TM5006, TM5006A, TM501A, TM502, TM502A, TM503, TM503A, TM503B, TM504, TM504A, TM506, TM506A, TM515	
ECCN	EAR99 参照： http://www.cistec.or.jp/service/beikoku_saiyusyutukisei/ 本製品は、原産国にかかわらず、米国 ExportAdministrationRegulations の規制対象です。仕向国要件、用途要件、取引禁止者リストを確認して、“License Required” に該当する場合には米国政府の事前許可を得てください。	
	法令	主な参照条文
外国為替及び外国貿易法 制定：昭和24.12.1 法律第228号		第1条、第5条、第6条、第24条、第25条、第48条、第55条の10
輸出貿易管理令 制定：昭和24.12.1 政令第378号		別表第一 1～15 二㉞ 電圧又は…直流の電源装置 七㉟ アナログデジタル変換器 七㊱ デジタル方式の記録装置 別表第二、別表第二の二 (該当なし)
外国為替令 制定：昭和55.10.11 政令第260号		別表 1～15 (該当なし)
輸出貿易管理令別表第一及び外国為替令別表の規定に基づき貨物又は技術を定める省令 制定：平成3.10.14 通商産業省令第49号		第1条第41号「直流の電源装置であって…」 第6条第10号「アナログデジタル変換器のうち、…」 第6条第11号「デジタル方式の記録装置であって、…」

判定結果

貨物：リスト規制 該当しない 技術：リスト規制 該当しない
--

リスト規制該当判定結果報告書

令和6年2月1日現在及び令和6年9月8日現在の外為法、輸出貿易管理令、外国為替令及び貨物等省令に対応しています。

当判定はリスト規制に照らした製品機能の評価です。輸出をしようとする人・法人は法的義務として、全ての我国の法令と、全ての域外適用を受ける外国の法令を確認、遵守してください。 参照：<http://www.meti.go.jp/policy/anpo/>

株式会社テクトロニクス&フルーク 輸出管理室
law.jp 《アットマーク》 tektronix.com

製品種類	テクトロニクス製 各種製品								
製品型番	頭5文字「01100」に以下4文字を続けたもの 4900,4901,4902,5500,5501,5502,5701,5902,5903,6002,6003,6902,6903,7800,8100,9900								
	頭5文字「01101」に以下4文字を続けたもの 0001,0200,0201,0202,0203,0204,0302,0500,0501,0600,0601,2300,2800,2900,3400,4800,4900,5000,5100,5200,5300,5500,5700,5800,6300,6400,6701,6800,7500,7600,7800,8100,8200,8300,8400,8500,8600,8700,9000,9200,9400								
	頭4文字「0120」に以下5文字を続けたもの 02300,02400,03100,03900,05701,07400,07600,09000,10400,10800,11400,11700,11800,12400,15700,15900,15901,20400,20800,31000,48200,53000,53200,55600,56800,63001,63006,64900,67102,67103,68902,74701,75100,75200,80000,80400,80500,81501,88400,88401,91100,94100,98700,98901,99100,99101,99102								
	頭4文字「0121」に以下5文字を続けたもの 00000,11701,13000,13300,18800,21400,22000,22100,23001,23102,23600,23610,24100,25300,25600,27701,28300,28600,28700,29100,29800,31300,31400,33800,33900,34100,34200,34600,35000,35100,36300,36400,36501,36601,37100,37200,37700,37800,37900,38000,38200,38300,39100,39200,39800,39900,40650,40800,41100,41200,42201,42400,42600,42700,43102,43800,44100,44200,45000,45300,45400,45500,45600,45800,45900,46200,46800,46900,47402,47403,47500,47600,48200,48201,48300,48600,50000,50200,50300,50400,50500,50600,50700,50800,50900,51200,51500,51900,52000,52100,52200,52300,52400,52500,52600,52700,52800,52900,53000,53100,53300,53600,53700,53800,53900,54400,54600,55200,55400,56100,56200,56300,56500,56700,56800,56900,56902,57000,57500,57600,58000,58100,59000,59100,59500,59600,59800,59900,60500,60501,61201,61202,61400,61401,61402,61600,61900,62100,62300,62400,62500,62702,63101,63102,63202,63400,63401,63900,64000,64200,64702,64703,64800,64900,65100,65200,65201,65300,65301,65400,65800,65801,65900,65901,66000,66100,66150,66151,66400,66600,66700,67200,67300,67400,67500,67600,67900,68000,68001,68002,68003,68004,68005,68100,68200,68301,68400,68502,68600,68800,68900,68901,69000,69100,69200,69500,69700,69800,70600,70700,71000,71100,71200,71300,71400,71500,71600,71700,71800,72000,72100,72400,73200,73800								
	頭3文字「012」に以下6文字を続けたもの 200300,A21200,A21300,A21400,A21500,A21600,A21700,A21800,A22000,A22400,A22701,A22900,A23000,A23100								
ECCN	EAR99 参照： http://www.cistec.or.jp/service/beikoku_saiyusyutukisei/ 本製品は、原産国にかかわらず、米国 ExportAdministrationRegulations の規制対象です。仕向国要件、用途要件、取引禁止者リストを確認して、“License Required” に該当する場合には米国政府の事前許可を得てください。								
	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 50%;">法令</th> <th style="width: 50%;">主な参照条文</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>外国為替及び外国貿易法 制定:昭和 24.12.1 法律第 228 号</td> <td>第 1 条、第 5 条、第 6 条、第 24 条、第 25 条、第 48 条、第 55 条の 10</td> </tr> <tr> <td>輸出貿易管理令 制定:昭和 24.12.1 政令第 378 号</td> <td>別表第一 1~15、別表第二、別表第二の二 (いずれも該当なし)</td> </tr> <tr> <td>外国為替令 制定:昭和 55.10.11 政令第 260 号</td> <td>別表 1~15 (該当なし)</td> </tr> </tbody> </table>	法令	主な参照条文	外国為替及び外国貿易法 制定:昭和 24.12.1 法律第 228 号	第 1 条、第 5 条、第 6 条、第 24 条、第 25 条、第 48 条、第 55 条の 10	輸出貿易管理令 制定:昭和 24.12.1 政令第 378 号	別表第一 1~15、別表第二、別表第二の二 (いずれも該当なし)	外国為替令 制定:昭和 55.10.11 政令第 260 号	別表 1~15 (該当なし)
法令	主な参照条文								
外国為替及び外国貿易法 制定:昭和 24.12.1 法律第 228 号	第 1 条、第 5 条、第 6 条、第 24 条、第 25 条、第 48 条、第 55 条の 10								
輸出貿易管理令 制定:昭和 24.12.1 政令第 378 号	別表第一 1~15、別表第二、別表第二の二 (いずれも該当なし)								
外国為替令 制定:昭和 55.10.11 政令第 260 号	別表 1~15 (該当なし)								

判定結果

貨物：リスト規制 該当しない 技術：リスト規制 該当しない
--

リスト規制該非判定結果報告書

令和6年2月1日現在及び令和6年9月8日現在の外為法、輸出貿易管理令、外国為替令及び貨物等省令に対応しています。

当判定はリスト規制に照らした製品機能の評価です。輸出をしようとする人・法人は法的義務として、全ての我国の法令と、全ての域外適用を受ける外国の法令を確認、遵守してください。 参照：<http://www.meti.go.jp/policy/anpo/>

株式会社テクトロニクス&フルーク 輸出管理室
law.jp 《アットマーク》 tektronix.com

製品種類	テクトロニクス製 各種製品
製品型番	013029102, 013036700 頭4文字「0150」に以下5文字を続けたもの 10600,10601,11400,11500,19000,19400,19401,20104,20107,20108,21300,21500,22100,22200,28200,30901,31101,32500,32501,33000,33901,35200,36900,38500,38800,40800,41300,50900,54700,54701,54900,55000,55100,55200,55300,55400,55700,55800,56000,56100,56200,56300,56400,56500,56700,57200,57300,57500,58000,59800,60100,60150,61100,61101,61300,61500,63100,63800,63900,63902,64600,64801,65500,65501,65502,65503,65700,65800,65900,66000,66101,67000,67100,67250,67251,67800,68100,68101,68200,68300,68400,68500,68600,68700,68800,68900,69500,69800,70200,70300,70400,70500,70600,70700,70800,71000,71100,71200,71300,71400,71600,71601,71602,71700,71800,71900,72000,72100,72600,73500,73600,73601,73900,74700,75100,77900,78000,78200,78400 頭5文字「01510」に以下4文字を続けたもの 0100,0101,0200,0201,0300,0400,0401,0500,0600,0700,1100,1200,1300,1400,1500,1600,1700,1800,1900,2000,2100,2200,2201,2501,2700,5301,5500
	015235000, 015235001, 015A09500 頭4文字「0160」に以下5文字を続けたもの 09600,09900,12003,15600,15602,15603,15606,15607,18000,19505,36202,47500,52100,53700,56600,59200,62202,63300,65300,67300,67702,69200,70800,79202,81301,81400,82501,83100,84800,84801,85300,89700,90101,90803,90804,90901,99400 頭4文字「0161」に以下5文字を続けたもの 01100,03701,07201,07300,07700,07800,08000,09800,10200,10800,13300,13301,13500,14700,15800,15801,15900,16600,18100,21000,21501,21502,21800,22900,23002,23003,23600,23900,25900,26400,26600,26800,31200,31300,31500,33000,33001,34400,34500,39900,39901,40600,40700,40701,40702,40703,44100,44101,44200,44300,44301,44400,44401,44402,44403,44500,44501,44502,44503,44600,44601,44602,44603,44700,46100,46200,46201,46202,46302,46400,46402,49400,52200,52401,52403,52404,52405,56900,58900,58901,60900,64100,64300,64400,65100,65200,65300,67300,67400,67450,67500,67501,67550,69100,69101,72600,74500,75450,75500,77100,77200,77210,77300,77310,77400,77500,78000,78100,78200,78300,78400,78500,78600,78700,79004,79005,79100,79101,79102,81900,82000,86800,87901,88200,88400,88500,88600,88700,88800,88900,89000,89100,89300,89400,89500,89600,89700
	ECCN EAR 99 参照： http://www.cistec.or.jp/service/beikoku_saiyusyutukisei/ 本製品は、原産国にかかわらず、米国 ExportAdministrationRegulations の規制対象です。仕向国要件、用途要件、取引禁止者リストを確認して、“License Required” に該当する場合には米国政府の事前許可を得てください。
法令	
主な参照条文	
外国為替及び外国貿易法 制定:昭和 24. 12. 1 法律第 228 号	第 1 条、第 5 条、第 6 条、第 24 条、第 25 条、第 48 条、第 55 条の 10
輸出貿易管理令 制定:昭和 24. 12. 1 政令第 378 号	別表第一 1~15、別表第二、別表第二の二 (いずれも該当なし)
外国為替令 制定:昭和 55. 10. 11 政令第 260 号	別表 1~15 (該当なし)

判定結果

貨物：リスト規制 該当しない
技術：リスト規制 該当しない

リスト規制該非判定結果報告書

令和6年2月1日現在及び令和6年9月8日現在の外為法、輸出貿易管理令、外国為替令及び貨物等省令に対応しています。

当判定はリスト規制に照らした製品機能の評価です。輸出をしようとする人・法人は法的義務として、全ての我国の法令と、全ての域外適用を受ける外国の法令を確認、遵守してください。 参照：<http://www.meti.go.jp/policy/anpo/>

株式会社テクトロニクス&フルーク 輸出管理室
law.jp 《アットマーク》 tektronix.com

製品種類	テクトロニクス製 各種製品								
製品型番	<p>頭4文字「01619」に以下4文字を続けたもの 0500,0700,0800,0900,1000,1001,1100,1300,1400,1500,1600,1700,2100,2200,2300,2400,2600,2700,2800,2900,3000,3100,3300,3400,3500,3600,3700,4000,4100,4200,4300,4301,4302,4400,4401,4402,4500,4501,4502,4600,4700,4800,5000,5100,5200,5201,5202,5203,5300,5400,5401,5402,5500,5600,5800,6100,6200,6300,6400,6500,6600,6700,6900,7000,7100,7700,7800,7901,7902,8300,8301,8302,8303,8500,8501,8502,8503,8600,8601,8700,8801,8802,9000,9200,9300,9400,9500,9600,9700,9800,9900</p> <p>頭4文字「01620」に以下4文字を続けたもの 0000,0100,0200,0500,0700,0800,0900,1400,1500,1600,1601,2600,2800,2900,3000,3100,3400,3500,3600,3900,4000,4100,4300,4400,4500,5000,5100,5300,5500,5800,6000,6100,6500,6600,7100,7101,7300,7301,7900,7901,8200,8900,9100,9200,9500,</p> <p>016210400, 016A33000, 020400800, 020401600, 020999900, 020A04550, 020A04650, 020A04750, 020A04751, 020A04850, 020A04851, 020A05200, 020A05201, 020001200, 020008700, 020016701, 020017100, 020017702, 020017704, 020019200, 020019201, 020079802, 020079803, 020138601, 020138602, 020158600, 020161200, 020162900, 020162901, 020162902, 020162905, 020169200, 020169300, 020170800, 020172400, 020175200, 020176208, 020178100, 020183500, 020183600, 020186800, 020188500, 020190800, 020194800, 020195300, 020195600, 020195601, 020197401, 020198300, 020199300, 020199301</p> <p>頭4文字「0202」に以下5文字を続けたもの 00304,00305,00800,01300,01400,01800,02300,03100,03101,03600,06600,06601,06602,06603,06900,07000,07001,09200,09201,10400,10500,10600,11300,11500,11501,11502,11503,11601,11602,11603,11700,11800,11900,12000,13000,13102,13400,13401,13403,13600,13700,13701,13702,13703,14000,14400,14600,18700,18800,19301,19400,19501,19600,19700,19800,19801,19803,19804,19900,19901,19903,19904,20000,20300,20301,20302,20303,20500,22101,22201,22300,22400,22800,23200,24200,24900,25600,25800,26000,26001,26100,30600,30601,30603,30604,32800,32801,32802,32803,32804,32900,33600,33800,34600,34601,34602,34603,34604,34605,35700,35701,36300,36901,36903,37208,38002,38100,39300,39301,39700,39701,39702,39703,40500,42200,42300,43000,43200,45100,45200,45300,45500,45600,45700,46000,46001,47000,47300,47701,48100,48101,48300,48301,49200,49201,49400,50102,50500,50501,50600,50601,50800,50900,51000,51100,53900,55700,55701,55702,56600,56700,56800,57600,59500,59600,59700,59800,59900,60000,60001,60100,60101,60200,60201,60300,60301,60400,60401,60500,60501,61000,61601,62000,62001,62200,63500,63600,63601,63602,63800,63900,64400,65000,65600,65700,66200,66201,66401,66500,66600,67000,68200,68201,68202,69000,69001</p> <p>頭4文字「02027」に以下4文字を続けたもの 0100,0200,0201,0202,0204,0800,1100,1200,1300,2900,3000,3001,3100,3101,3102,3103,3104,3200,3201,3202,3600,4200,4201,4203,4204,4300,4301,4303,4304,4400,4401,4403,4500,4501,4503,4600,4601,4603,4604,4700,4701,4703,4704,4705,4800,4801,4803,4804,5400,5500,5501,5600,5601,5700,5701,5800,5801,5900,5901,6000,6001,6100,6101,8400,8500</p>								
ECCN	EAR 99 参照： http://www.cistec.or.jp/service/beikoku_saiyusyutukisei/ 本製品は、原産国にかかわらず、米国 ExportAdministrationRegulations の規制対象です。仕向国要件、用途要件、取引禁止者リストを確認して、“License Required” に該当する場合には米国政府の事前許可を得てください。								
	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <th style="width: 50%;">法令</th> <th style="width: 50%;">主な参照条文</th> </tr> <tr> <td>外国為替及び外国貿易法 制定:昭和 24.12.1 法律第 228 号</td> <td>第 1 条、第 5 条、第 6 条、第 24 条、第 25 条、第 48 条、第 55 条の 10</td> </tr> <tr> <td>輸出貿易管理令 制定:昭和 24.12.1 政令第 378 号</td> <td>別表第一 1~15、別表第二、別表第二の二 (いずれも該当なし)</td> </tr> <tr> <td>外国為替令 制定:昭和 55.10.11 政令第 260 号</td> <td>別表 1~15 (該当なし)</td> </tr> </table>	法令	主な参照条文	外国為替及び外国貿易法 制定:昭和 24.12.1 法律第 228 号	第 1 条、第 5 条、第 6 条、第 24 条、第 25 条、第 48 条、第 55 条の 10	輸出貿易管理令 制定:昭和 24.12.1 政令第 378 号	別表第一 1~15、別表第二、別表第二の二 (いずれも該当なし)	外国為替令 制定:昭和 55.10.11 政令第 260 号	別表 1~15 (該当なし)
法令	主な参照条文								
外国為替及び外国貿易法 制定:昭和 24.12.1 法律第 228 号	第 1 条、第 5 条、第 6 条、第 24 条、第 25 条、第 48 条、第 55 条の 10								
輸出貿易管理令 制定:昭和 24.12.1 政令第 378 号	別表第一 1~15、別表第二、別表第二の二 (いずれも該当なし)								
外国為替令 制定:昭和 55.10.11 政令第 260 号	別表 1~15 (該当なし)								

判定結果

貨物：リスト規制 該当しない

リスト規制該非判定結果報告書

令和6年2月1日現在及び令和6年9月8日現在の外為法、輸出貿易管理令、外国為替令及び貨物等省令に対応しています。

当判定はリスト規制に照らした製品機能の評価です。輸出をしようとする人・法人は法的義務として、全ての我国の法令と、全ての域外適用を受ける外国の法令を確認、遵守してください。 参照：<http://www.meti.go.jp/policy/anpo/>

株式会社テクトロニクス&フルーク 輸出管理室
law.jp 《アットマーク》 tektronix.com

技術：リスト規制 該当しない

製品種類	テクトロニクス製 各種製品								
製品型番	<p>頭4文字「02028」に以下4文字を続けたもの 0500,0501,0503,0504,0600,0601,0602,0603,1500,3600,3601,3602,3700,3701,3702,3800,3801,3802,3900,3901,3902,4000,4001,4002,4100,4101,4102,4200,4400,4401,4403,4500,4501,4502,4600,4601,4602,4700,4701,4702,4800,4801,4802,4900,4901,4902,5000,5001,5002,5100,5200,7500,7600,7700,7800,7801,8100,8300,8301,9600,9700,9800,9900</p> <p>頭4文字「02029」に以下4文字を続けたもの 90000,90100,90300,90400,90401,90500,90600,90800,91000,91700,93600,93700,94000,94100,94400,95400,95500,95800,95900,96000,96500,97600,99600,99800</p> <p>頭4文字「0203」に以下5文字を続けたもの 00002,01800,01801,02100,02200,02400,02401,02500,02501,03100,03200,03201,03300,03301,03400,03401,03500,03501,03600,03601,03700,03701,03800,04100,04200,04300,04500,04600,04900,05300,05600,05700,07000,07001,07400,08100,08101,08500,10100,10500,10700,11600,11800,13100,13500,13700,14500,14700,14800,14900,15000,15500,15900,</p> <p>頭4文字「1030」に以下5文字を続けたもの 01300,01500,02800,02900,03000,03100,03200,03300,03500,04500,05101,05500,05800,07000,09000,09500,15800,16400,17701,20900,23103,23201,25400,26400,26500,26900,27500,28401,30100,30700,31000,31100,31400,31500,31600,31700,31900,32000,32100,32300,32400,32500,32600,32700,32800,33400,33500,36400,39000,39900,40200,40300,40700,40800,40900,41100,41300,41500,41700,41900,42000,42300,42301,42400,42401,42600,42700,42800,42900,43000,43100,43200,43400,43500,43600,43700,44100,44200,44300,44400,44500,44800,44900,45000,45100,45200,45400,45500,45600,45700,45800,46100,46200,46300,46800,46900,47300,47400,48000,48300,49000</p> <p>頭4文字「1610」に以下5文字を続けたもの 01721,03304,03306,04900,06600,06609,06610,06611,06612,06613,09400,10400,10405,10406,10407,10408,12300,12304,13300,13500,13501,15400,15401,15700,16700,16701,20800,20900,21000,21100,21101,21200,21201,21300,21400,21500,21600,21800,22600,22800,23001,28000,28001,28800,29800,30400,30600,30700,30800,31000,31100,31200,31300,31301,31400,31500,31800,32000,32100,32200,32300,32400,32500,32800,32900,33000,33100,33200,33300,33700,33800,34100,34200,34300,34400,34600,34700,34701,34800,34900,35200,35201,35600,35700,35800,35900,36400,36500,36600,36700,36800,36801,36900,37000,37900,40000</p> <p>161320000, 161A00500, 161A00800, 161A01300, 174142800, 196343400, 196345900, 200505200</p>								
ECCN	EAR99 参照： http://www.cistec.or.jp/service/beikoku_saiyusyutukisei/ 本製品は、原産国にかかわらず、米国 ExportAdministrationRegulations の規制対象です。仕向国要件、用途要件、取引禁止者リストを確認して、“License Required” に該当する場合には米国政府の事前許可を得てください。								
	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 50%; text-align: center;">法令</td> <td style="width: 50%; text-align: center;">主な参照条文</td> </tr> <tr> <td>外国為替及び外国貿易法 制定:昭和24.12.1 法律第228号</td> <td>第1条、第5条、第6条、第24条、第25条、第48条、第55条の10</td> </tr> <tr> <td>輸出貿易管理令 制定:昭和24.12.1 政令第378号</td> <td>別表第一 1~15、別表第二、別表第二の二 (いずれも該当なし)</td> </tr> <tr> <td>外国為替令 制定:昭和55.10.11 政令第260号</td> <td>別表 1~15 (該当なし)</td> </tr> </table>	法令	主な参照条文	外国為替及び外国貿易法 制定:昭和24.12.1 法律第228号	第1条、第5条、第6条、第24条、第25条、第48条、第55条の10	輸出貿易管理令 制定:昭和24.12.1 政令第378号	別表第一 1~15、別表第二、別表第二の二 (いずれも該当なし)	外国為替令 制定:昭和55.10.11 政令第260号	別表 1~15 (該当なし)
法令	主な参照条文								
外国為替及び外国貿易法 制定:昭和24.12.1 法律第228号	第1条、第5条、第6条、第24条、第25条、第48条、第55条の10								
輸出貿易管理令 制定:昭和24.12.1 政令第378号	別表第一 1~15、別表第二、別表第二の二 (いずれも該当なし)								
外国為替令 制定:昭和55.10.11 政令第260号	別表 1~15 (該当なし)								

判定結果

貨物：リスト規制 該当しない

リスト規制該当非判定結果報告書

令和6年2月1日現在及び令和6年9月8日現在の外為法、輸出貿易管理令、外国為替令及び貨物等省令に対応しています。

当判定はリスト規制に照らした製品機能の評価です。輸出をしようとする人・法人は法的義務として、全ての我国の法令と、全ての域外適用を受ける外国の法令を確認、遵守してください。 参照：<http://www.meti.go.jp/policy/anpo/>

株式会社テクトロニクス&フリューク 輸出管理室
law.jp 《アットマーク》 tektronix.com

技術：リスト規制 該当しない

リスト規制該非判定結果報告書

令和6年2月1日現在及び令和6年9月8日現在の外為法、輸出貿易管理令、外国為替令及び貨物等省令に対応しています。

当判定はリスト規制に照らした製品機能の評価です。輸出をしようとする人・法人は法的義務として、全ての我国の法令と、全ての域外適用を受ける外国の法令を確認、遵守してください。 参照：<http://www.meti.go.jp/policy/anpo/>

株式会社テクトロニクス&フルーク 輸出管理室
law.jp 《アットマーク》 tektronix.com

製品種類	テクトロニクス製 各種製品	
製品型番	頭4文字「8630」に以下5文字を続けたもの 00200,00201,00202,00203,00271,00272,00300,00301,02100,02101,02200,02201,02202,02300,02301,05000,05001,08900,09000,09200,09201,09202,09272,09300,09400,09401,09500,09501,12770,12900,12970,13300,13301,13500,13900,14200,18700,18900,18901,18902,19300,19301,19302,19303,19304,19800,19801,19802,19803,19804,20500,20900,21001,21002,21003,21071,25800,25901,26200,27000,32100,32101,32102,35800,36000,37400,37500,40100,40200,40300,40400,42700,42701,42702,42703,42704,47100,47101,47102,47103,47104,47105,47170,47171,47172,47173,53400,53401,54070,59900,68900,73700,74700,74701,74702,85100,85101,85102,88400,88401,88402,91800,92400,92401,92402,92403,92404,92500,96300,96301,97700,97701,97702,97703,97704,97800 頭3文字「863」に以下6文字を続けたもの 100100, 109500, 118600, 119300, 135500, 135501, 142300, 142400, 650200, 650300, 650301, 650500, 650501, 90REVA	
ECCN	EAR99 参照： http://www.cistec.or.jp/service/beikoku_saiyusyutukisei/ 本製品は、原産国にかかわらず、米国 ExportAdministrationRegulations の規制対象です。仕向国要件、用途要件、取引禁止者リストを確認して、“License Required”に該当する場合には米国政府の事前許可を得てください。	
	法令	主な参照条文
	外国為替及び外国貿易法 制定:昭和24.12.1 法律第228号	第1条、第5条、第6条、第24条、第25条、第48条、第55条の10
	輸出貿易管理令 制定:昭和24.12.1 政令第378号	別表第一 1~15、別表第二、別表第二の二 (いずれも該当なし)
	外国為替令 制定:昭和55.10.11 政令第260号	別表 1~15 (該当なし)

判定結果

貨物：リスト規制 該当しない 技術：リスト規制 該当しない
--

リスト規制該非判定結果報告書

令和6年2月1日現在及び令和6年9月8日現在の外為法、輸出貿易管理令、外国為替令及び貨物等省令に対応しています。

当判定はリスト規制に照らした製品機能の評価です。輸出をしようとする人・法人は法的義務として、全ての我国の法令と、全ての域外適用を受ける外国の法令を確認、遵守してください。 参照：<http://www.meti.go.jp/policy/anpo/>

株式会社テクトロニクス&フルーク 輸出管理室
law.jp 《アットマーク》 tektronix.com

製品種類	テクトロニクス製 各種製品								
製品型番	<p>「TF-」に以下の文字列を続けたもの 100, 101, 102-2, 102-3, 102-4, 103-1, 103-2, 103-3, 103-4, 108, 112-4, 114-1, 117, 140, 141, 146, 150, 163, 164, 165-1, 168-1, 168-2, 169, 171, 172, 173, 175, 176, 177-1, 177-3, 178-1, 179-1, 179-2, 180-1, 180-3, 181-1, 182-1, 183-1, 183-2, 184, 191, 192, 194, "19-4.7K", 195, 197, 199, 200, 206, 214, 218-150, 218-82, 219-10K, 219-15K, "219-4.7K", 220-10K, 223-82, 225, 226, 227, 234, 236, 237-1, 237-2, 237-3, 243-20K, 243-50K, 243-5K, 244, 245, 246-1, 246-2, 248, 253, 255, 256, 257, 259, 260, 261, 262, 263-100K, 265, 267, 268, 269, 271, 273-1, 273-2, 273-4, 273-6, 274, 275, 276-100K, 276-10K, 276-1K, 276-220, 276-220K, "276-4.3K", 276-68K, 278-100, 280-1, 280-3, 281-5K, 282-10K, 282-1K, "282-4.7K", 283, 285-100, 286-50-100P, 287-22-10P, 288, 289, 300-100K, 300-10K, 300-22, 300-4.7K, 300-47, 301-10K, 305-47K, 306-10K, 309, 311, 312, 313, 314, 315, 316, 39, 64, 77, 90, 99, BRR-CFD, DC-BLOCK-KIT, DIIVA-TPA-C, DIIVA-TPA-KIT, DIIVA-TPA-P, DIIVA-TPA-R, DP-CIC-C1, DPI-TPA-PA, DPI-TPA-PRRCA, DP-TPA-2XC, DP-TPA-P, DP-TPA-PR2XCT, DP-TPA-PRC, DP-TPA-PT, DP-TPA-R, EDP-TPA-P, EDP-TPA-PRC, EDP-TPA-R, HDMI-TPA-T, MDPI-TPA-PA, MDPI-TPA-PRRCA, MHL3-TPA-KIT, MHLCBS2-SOSI, MHLCBS-SOSI, MHL-CBUS-SOSI, MHL-DS-ACCKIT, MHL-TPA-CBC, MHL-TPA-P-WOSI, MHL-TPA-P-WOSO, MHL-TPA-R-SI-RSEN, MHL-TPA-R-SO-RSEN, MHL-TPA-R-WOC, MHL-TPA-R-WOSI, MHL-TPA-R-WOSO, MHL-TPA-R-WOSOD, MHL-TPA-SOSIS-HDM, MHL-TPA-SOS-MUSB, MHL-TPA-TEK, MHL-TPA-TEK-CB, MHL-TPA-TEK-DG, MHL-TPA-TEK-RSEN, MHL-TPA-TEK-SI, MHL-TPA-TEK-SO, MHL-TPA-TT, MINI-DP-TPA-PR2XT, MINI-DP-TPA-PRT, MINI-DP-TPA-PT, MINI-DP-TPA-R, MSATA-TPA-2XC, MSATA-TPA-P, MSATA-TPA-PR, MSATA-TPA-PR2XC, MSATA-TPA-R, QSFP-TPA-HCB-P, QSFP-TPA-MCB-R, QSFP-TPA-PR, SASHD-TPA-2XC, SASHD-TPAL-P, SASHD-TPA-PR2XC, SASHD-TPA-R, SASHD-TPAR-P, SASHD-TPAR-PR, SAS-TPA-P, SAS-TPA-PRC, SAS-TPA-R, SATA22-TPA-2XC, SATA22-TPA-P, SATA22-TPA-PR, SATA22-TPA-PR2XC, SATA22-TPA-R, SATA-TPA-P, SATA-TPA-PRC, SATA-TPA-R, SFP+-TPA-HCB-P, SFP+-TPA-HCB-PK, SFP+-TPA-MCB-R, SFP+-TPA-MCB-RK, SFP+-TPA-PR, SFP+-TPA-PRK, SFP-TPA-HCB-P, SFP-TPA-HCB-PK, SFP-TPA-MCB-R, SFP-TPA-MCB-RK, SFP-TPA-PR, SFP-TPA-PRK, TB-TPA-2XC, TB-TPA-P, TB-TPA-PR2XC, TB-TPA-R, TPA-SATA25-P, TPA-SATA25-PR2C, TPA-SATA25-R, TPA-SATA3-PR2C, XGBT</p> <p>119660900, 119872600, 1700F02, 2260B-EXTERM, AC2100, AC3000, ET-DP-TPA-S, ET-DP-TPA-STX, ET-HDMIC-TPA-S, ET-HDMIC-TPA-STX, ET-HDMI-TPA-S, ET-HDMI-TPA-STX, ETI0200M, "HV-CA-554-.5", HV-CA-554-1, HV-CA-554-2, HV-CA-554-3, HV-CA-571-3, HV-CS-1613, IVTIP25X, RMD2000, RM3, RSA300CASE, RSA300TRANSIT, SIGNALVU-PC-SVE, TCA-1MEG, TCA-VPI50, TCA292D, TDS3BATC, TDS3ION, TDSUSBF, TEK-USB-488, TEKEXP, TFP2A-CA1, TFS3031-CA1, THS7BAT, THSBAT, TIVPMX10X, TIVPMX10XL, TIVPMX1X, TIVPMX50X, TIVPSQ100X, TIVPSQ100XL, TIVPSQ10X, TIVPSQ10XL, TIVPWS500X, TIVPWS500XL, TIVPWS50X, TIVPWS50XL, TPSBAT, TPSCHG</p>								
ECCN	<p>E A R 9 9 参照：http://www.cistec.or.jp/service/beikoku_saiyusyutukisei/ 本製品は、原産国にかかわらず、米国 ExportAdministrationRegulations の規制対象です。仕向国要件、用途要件、取引禁止者リストを確認して、“License Required” に該当する場合には米国政府の事前許可を得てください。</p>								
	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 50%; text-align: center;">法令</td> <td style="width: 50%; text-align: center;">主な参照条文</td> </tr> <tr> <td>外国為替及び外国貿易法 制定:昭和 24.12.1 法律第 228 号</td> <td>第 1 条、第 5 条、第 6 条、第 24 条、第 25 条、第 48 条、第 55 条の 10</td> </tr> <tr> <td>輸出貿易管理令 制定:昭和 24.12.1 政令第 378 号</td> <td>別表第一 1~15、別表第二、別表第二の二 (いずれも該当なし)</td> </tr> <tr> <td>外国為替令 制定:昭和 55.10.11 政令第 260 号</td> <td>別表 1~15 (該当なし)</td> </tr> </table>	法令	主な参照条文	外国為替及び外国貿易法 制定:昭和 24.12.1 法律第 228 号	第 1 条、第 5 条、第 6 条、第 24 条、第 25 条、第 48 条、第 55 条の 10	輸出貿易管理令 制定:昭和 24.12.1 政令第 378 号	別表第一 1~15、別表第二、別表第二の二 (いずれも該当なし)	外国為替令 制定:昭和 55.10.11 政令第 260 号	別表 1~15 (該当なし)
法令	主な参照条文								
外国為替及び外国貿易法 制定:昭和 24.12.1 法律第 228 号	第 1 条、第 5 条、第 6 条、第 24 条、第 25 条、第 48 条、第 55 条の 10								
輸出貿易管理令 制定:昭和 24.12.1 政令第 378 号	別表第一 1~15、別表第二、別表第二の二 (いずれも該当なし)								
外国為替令 制定:昭和 55.10.11 政令第 260 号	別表 1~15 (該当なし)								

判定結果

貨物：リスト規制 該当しない

リスト規制該非判定結果報告書

令和6年2月1日現在及び令和6年9月8日現在の外為法、輸出貿易管理令、外国為替令及び貨物等省令に対応しています。

当判定はリスト規制に照らした製品機能の評価です。輸出をしようとする人・法人は法的義務として、全ての我国の法令と、全ての域外適用を受ける外国の法令を確認、遵守してください。 参照：<http://www.meti.go.jp/policy/anpo/>

株式会社テクトロニクス&フルーク 輸出管理室
law.jp 《アットマーク》 tektronix.com

技術：リスト規制 該当しない

製品種類	テクトロニクス製 ビデオ関連機器	
ECCN、製品型番 それぞれのモジュール・オプションは、本体と同じ判定となります。 これらの製品は、米国EARの規制対象です。仕向国要件、用途要件、取引禁止者リストを確認して、LicenseRequiredに該当する場合には米国政府の事前許可を得てください。	ECCN	製品型番
	3A992	TG2000
	5B991	1740A, 1741C, 1750A, 1760, 1765, 760A, AG7, AGL7, BG7, DVG7, ECO8000, ECO8020, HDVG7, MPI, MPI2-10, MPI2-25, MPI2-RACK-MD, MPX, MPX2-10, MPX2-25, MPX2-DUALDSP, MTM400, MTS100, MTS205, MTS210, MTS215, MTS300, MTS400, MTS4000, MTS400P, MTS415, MTS420, MTS430, RFA300A, SDI7, SPG300, SPG8000, SPG8000A, TG700, AG7, AGL7, ATG7, AVG7, AWVG7, DVG7, BG7, DVG7, GPS7, HD3G7, HDLG7, HDVG7, TG8000, TSG130, TSG601, TSG90, VM700, VM700A, VM700T, WFM1125, WFM2200, WFM2200A, WFM2300, WFM300A, WFM4000, WFM5000, WFM5200, WFM5250, WFM601, WFM601A, WFM6100, WFM6120, WFM7000, WFM700A, WFM700HD, WFM700M, WFM7020, WFM7100, WFM7120, WFM7200, WFM7A, WFM7HD, WFM7M, WFM8200, WFM8300, WFM90, WFM90D, WFM91, WFM91D, WFMX20VH, WFMX20VS, WVR7200, WVR8200, WVR8300
	5D991	WFMNLE
	7A994	SPG8000ANT
	EAR99	ECO422D, WFM7F02

法令	主な参照条文
外国為替及び外国貿易法 制定:昭和 24.12.1 法律第 228 号	第 1 条、第 5 条、第 6 条、第 24 条、第 25 条、第 48 条、第 55 条の 10
輸出貿易管理令 制定:昭和 24.12.1 政令第 378 号	別表第一 1~15 七⑩ アナログデジタル変換器 七⑪ デジタル方式の記録装置 七⑫ 信号発生器 七⑬ 周波数分析器 九⑥ 測定装置 別表第二、別表第二の二 (該当なし)
外国為替令 制定:昭和 55.10.11 政令第 260 号	別表 1~15 (該当なし)
輸出貿易管理令別表第一及び外国為替令別表の規定に基づき貨物又は技術を定める省令 制定:平成 3.10.14 通商産業省令第 49 号	第 6 条第 10 号「アナログデジタル変換器のうち、…」 第 6 条第 11 号「デジタル方式の記録装置であって、…」 第 6 条第 13 号「信号発生器であって、…」 第 6 条第 12 号「スペクトラムアナライザーであって、…」 第 8 条第 6 号「第二号イ(二)、第十四条第五号若しくは…」 第 8 条第 7 号「前号に掲げるもののほか、…」

判定結果

貨物：リスト規制 該当しない
技術：リスト規制 該当しない

リスト規制該非判定結果報告書

令和6年2月1日現在及び令和6年9月8日現在の外為法、輸出貿易管理令、外国為替令及び貨物等省令に対応しています。

当判定はリスト規制に照らした製品機能の評価です。輸出をしようとする人・法人は法的義務として、全ての我国の法令と、全ての域外適用を受ける外国の法令を確認、遵守してください。 参照：<http://www.meti.go.jp/policy/anpo/>

株式会社テクトロニクス&フルーク 輸出管理室
law.jp 《アットマーク》 tektronix.com

製品種類	ケースレーインストルメンツ製 デジタル・マルチメータ (DMM) 等	
製品型番	195A, 2000, 2000-SCAN, 2000/J, 2000/J/2000-SCAN, 2000-20, 2001, 2001/MEM1, 2001/MEM2, 2001-M, 2001-SCAN, 2001-TCSCAN, 2002, "2002.", 2002/MEM1, 2002/MEM2, 2010, 2010/J, 2015, 2015/J, 2015-P, 2015-P/J, 2015-P/R, 2016, 2016/J, 2016-P, 2016-P/J, 2100/100, 2100/120, 2100/220, 2100/230-240, 2110-100, 2110-100-GPIB, 2110-120, 2110-120-GPIB, 2110-220, 2110-220-GPIB, 2110-240, 2110-240-GPIB, 2700, 2700/J, 2700/7700, 2700/7700/J, 2701, "2701.", 2701/J, 2750, 2750/E, 2750/J, 3706, 3706A, 3706A-S, 3720, 3721, 3722, 3723, 3724, 3730, 3731, 3732, 3740, 3750, 7011-C, 7011-R, 7011-S, 7015-C, 7015-S, 7016A, 7017, 7035, 7038, 7075, 707B, 708B, 7700, 7701, 7702, 7703, 7705, 7706, 7707, 7708, 7709, 7710, DAQ6510, DAQ6510/7700, DMM6500, DMM7510	
ECCN	3A992 参照： http://www.cistec.or.jp/service/beikoku_saiyusyutukisei/ 本製品は、原産国にかかわらず、米国 ExportAdministrationRegulations の規制対象です。仕向国要件、用途要件、取引禁止者リストを確認して、“License Required” に該当する場合には米国政府の事前許可を得てください。	
	法令	主な参照条文
	外国為替及び外国貿易法 制定:昭和24.12.1 法律第228号	第1条、第5条、第6条、第24条、第25条、第48条、第55条の10
	輸出貿易管理令 制定:昭和24.12.1 政令第378号	別表第一 1~15 七⑩ アナログデジタル変換器 七⑪ デジタル方式の記録装置 別表第二、別表第二の二 (該当なし)
	外国為替令 制定:昭和55.10.11 政令第260号	別表 1~15 (該当なし)
	輸出貿易管理令別表第一及び外国為替令別表の規定に基づき貨物又は技術を定める省令 制定:平成3.10.14 通商産業省令第49号	第6条第10号「アナログデジタル変換器のうち、…」 第6条第11号「デジタル方式の記録装置であって、…」

判定結果

貨物：リスト規制 該当しない 技術：リスト規制 該当しない
--

リスト規制該非判定結果報告書

令和6年2月1日現在及び令和6年9月8日現在の外為法、輸出貿易管理令、外国為替令及び貨物等省令に対応しています。

当判定はリスト規制に照らした製品機能の評価です。輸出をしようとする人・法人は法的義務として、全ての我国の法令と、全ての域外適用を受ける外国の法令を確認、遵守してください。 参照：<http://www.meti.go.jp/policy/anpo/>

株式会社テクトロニクス&フルーク 輸出管理室
law.jp 《アットマーク》 tektronix.com

製品種類	ケースレーインストルメンツ製 電流源、ピコアンメータ、エレクトロメータ等	
製品型番	220, 2200-20-5, 2200-30-5, 2200-32-3, 2200-60-2, 2200-72-1, 2220-30-1, 2220G-30-1, 2220GJ-30-1, 2220J-30-1, 2230-30-1, 2230G-30-1, 2230GJ-30-1, 2230J-30-1, 2231A-30-3, 2260A-30-36, 2260A-30-72, 2260A-80-13, 2260A-80-27, 2260B-30-36, 2260B-30-72, 2260B-30-108, 2260B-80-13, 2260B-80-27, 2260B-80-40, 2260B-250-4, 2260B-250-9, 2260B-250-13, 2260B-800-1, 2260B-800-2, 2260B-800-4, 2268-20-42, 2268-40-21, 2268-60-14, 2268-80-10, 2268-100-8, 2268-150-5, 2280S-32-6, 2280S-60-3, 2281S-20-6, 2290-5, 2290E-5, 2290J-5, 2290-10, 2302, 2303, 2303-NMS, 2303-PJ, 2303-US, 2304, 2304A, 2306, 2306-VS, 2308, 236, 237, 2502, 263, 2705, 6220, 6221, 6482, 6485, 6485/J, 6487, 6487/E, 6487/J, 6514, 6514/E, 6514/J, 6517, 6517/J, 6517A, 6517A/AF, 6517A/E, 6517A/J, 6517B, 6517B-US, 6517B/E, 6517B/E-US, 6517B/J, 6517B/J-US, 6517B-450US, 6517B/E-450, 6517B/J-450US, 6517B-550	
ECCN	3A992 参照： http://www.cistec.or.jp/service/beikoku_saiyusyutukisei/ 本製品は、原産国にかかわらず、米国 ExportAdministrationRegulations の規制対象です。仕向国要件、用途要件、取引禁止者リストを確認して、“License Required” に該当する場合には米国政府の事前許可を得てください。	
	法令	主な参照条文
	外国為替及び外国貿易法 制定:昭和 24.12.1 法律第 228 号	第 1 条、第 5 条、第 6 条、第 24 条、第 25 条、第 48 条、第 55 条の 10
	輸出貿易管理令 制定:昭和 24.12.1 政令第 378 号	別表第一 1~15 二⑥ 電圧又は…直流の電源装置 二④ 5 パルス発生器 七⑪ デジタル方式の記録装置 七⑫ 信号発生器 別表第二、別表第二の二 (該当なし)
	外国為替令 制定:昭和 55.10.11 政令第 260 号	別表 1~15 (該当なし)
	輸出貿易管理令別表第一及び外国為替令別表の規定に基づき貨物又は技術を定める省令 制定:平成 3.10.14 通商産業省令第 49 号	第 1 条第 41 号「直流の電源装置であって…」 第 1 条第 50 号「パルス発生器又は…」 第 6 条第 11 号「デジタル方式の記録装置であって…」 第 6 条第 13 号「信号発生器であって…」

判定結果

貨物：リスト規制 該当しない
技術：リスト規制 該当しない

リスト規制該非判定結果報告書

令和6年2月1日現在及び令和6年9月8日現在の外為法、輸出貿易管理令、外国為替令及び貨物等省令に対応しています。

当判定はリスト規制に照らした製品機能の評価です。輸出をしようとする人・法人は法的義務として、全ての我国の法令と、全ての域外適用を受ける外国の法令を確認、遵守してください。 参照：<http://www.meti.go.jp/policy/anpo/>

株式会社テクトロニクス&フルーク 輸出管理室
law.jp 《アットマーク》 tektronix.com

製品種類	ケースレーインストルメンツ製 ソースメータ (SMU) 等	
製品型番	238, 2400, 2400-C, 2400-LV, 2401, "2401.", 2410, "2410.", 2410-C, 2420, 2420-C, 2425, 2425-C, 2430, "2430.", 2430-C, 2440, "2440.", 22440-C, 2450, 2460, 2461, 2470, 2500, 2510, "2510.", 2520, "2520.", 2510-AT, 2601, "2601.", 2601A, 2601B, 2602, 2602A, 2602B, 2604B, 2611, 2611A, 2611B, 2612, 2612A, 2612B, 2614B, 2634B, 2635, 2635A, 2635B, 2636, 2636A, 2636B, 2651A, 2657A, 2790-A/E, 2790-A/J, 590, 6430	
ECCN	3A992 参照： http://www.cistec.or.jp/service/beikoku_saiyusyutukisei/ 本製品は、原産国にかかわらず、米国 ExportAdministrationRegulations の規制対象です。仕向国要件、用途要件、取引禁止者リストを確認して、“License Required”に該当する場合には米国政府の事前許可を得てください。	
	法令	主な参照条文
	外国為替及び外国貿易法 制定:昭和24.12.1 法律第228号	第1条、第5条、第6条、第24条、第25条、第48条、第55条の10
	輸出貿易管理令 制定:昭和24.12.1 政令第378号	別表第一 1~15 二③⑥ 電圧又は…直流の電源装置 二④⑤ パルス発生器 七⑫ 信号発生器 別表第二、別表第二の二 (該当なし)
	外国為替令 制定:昭和55.10.11 政令第260号	別表 1~15 (該当なし)
	輸出貿易管理令別表第一及び外国為替令別表の規定に基づき貨物又は技術を定める省令 制定:平成3.10.14 通商産業省令第49号	第1条第41号「直流の電源装置であって…」 第1条第50号「パルス発生器又は…」 第6条第13号「信号発生器であって…」

判定結果

貨物：リスト規制 該当しない 技術：リスト規制 該当しない
--

リスト規制該当非判定結果報告書

令和6年2月1日現在及び令和6年9月8日現在の外為法、輸出貿易管理令、外国為替令及び貨物等省令に対応しています。

当判定はリスト規制に照らした製品機能の評価です。輸出をしようとする人・法人は法的義務として、全ての我国の法令と、全ての域外適用を受ける外国の法令を確認、遵守してください。 参照：http://www.meti.go.jp/policy/anpo/

株式会社テクトロニクス&フルーク 輸出管理室
law.jp 《アットマーク》 tektronix.com

製品種類	ケースレーインストルメンツ製 ナノボルトメータ	
製品型番	2182, 2182A, 2182A/E, 2182A/J	
ECCN	3A992 参照：http://www.cistec.or.jp/service/beikoku_saiyusyutukisei/ 本製品は、原産国にかかわらず、米国 ExportAdministrationRegulations の規制対象です。仕向国要件、用途要件、取引禁止者リストを確認して、“License Required” に該当する場合には米国政府の事前許可を得てください。	
	法令	主な参照条文
外国為替及び外国貿易法	制定：昭和24.12.1 法律第228号	第1条、第5条、第6条、第24条、第25条、第48条、第55条の10
輸出貿易管理令	制定：昭和24.12.1 政令第378号	別表第一 1～15 七⑩ アナログデジタル変換器 七⑪ デジタル方式の記録装置 別表第二、別表第二の二 (該当なし)
外国為替令	制定：昭和55.10.11 政令第260号	別表 1～15 (該当なし)
輸出貿易管理令別表第一及び外国為替令別表の規定に基づき貨物又は技術を定める省令	制定：平成3.10.14 通商産業省令第49号	第6条第10号「アナログデジタル変換器のうち、…」 第6条第11号「デジタル方式の記録装置であつて、…」

判定結果

貨物：リスト規制 該当しない
技術：リスト規制 該当しない

リスト規制該非判定結果報告書

令和6年2月1日現在及び令和6年9月8日現在の外為法、輸出貿易管理令、外国為替令及び貨物等省令に対応しています。

当判定はリスト規制に照らした製品機能の評価です。輸出をしようとする人・法人は法的義務として、全ての我国の法令と、全ての域外適用を受ける外国の法令を確認、遵守してください。 参照：<http://www.meti.go.jp/policy/anpo/>

株式会社テクトロニクス&フルーク 輸出管理室
law.jp 《アットマーク》 tektronix.com

製品種類	ケースレーインストルメンツ製 アナライザ	
製品型番	4200-PCT-2, 4200-PCT-3, 4200-PCT-4, 4200-SCS, 4200-SCS-PK1, 4200-SCS-PK2, 4200-SCS-PK3, 4200-SCS/C, 4200-SCS/C-NOSMU, 4200-SCS/F, 4200-SCS/F-NOSMU, 4200A-CVIV, 4200A-MF-UP, 4200A-SCS, 4200A-SCS-ND, 4200A-SCS-PK1, 4200A-SCS-PK2, 4200A-SCS-PK3	
ECCN	3A992 参照： http://www.cistec.or.jp/service/beikoku_saiyusyutukisei/ 本製品は、原産国にかかわらず、米国 ExportAdministrationRegulations の規制対象です。仕向国要件、用途要件、取引禁止者リストを確認して、“License Required”に該当する場合には米国政府の事前許可を得てください。	
	法令	主な参照条文
	外国為替及び外国貿易法 制定:昭和24.12.1 法律第228号	第1条、第5条、第6条、第24条、第25条、第48条、第55条の10
	輸出貿易管理令 制定:昭和24.12.1 政令第378号	別表第一 1~15 <div style="display: flex; flex-direction: column; align-items: center;"> <div style="display: flex; align-items: center; margin-bottom: 2px;"> 二④5 パルス発生器 </div> <div style="display: flex; align-items: center; margin-bottom: 2px;"> 七⑩ アナログデジタル変換器 </div> <div style="display: flex; align-items: center; margin-bottom: 2px;"> 七⑪ デジタル方式の記録装置 </div> <div style="display: flex; align-items: center; margin-bottom: 2px;"> 七⑫ 信号発生器 </div> <div style="display: flex; align-items: center;"> 七⑬ 試験装置 </div> </div> 別表第二、別表第二の二 (該当なし)
	外国為替令 制定:昭和55.10.11 政令第260号	別表 1~15 (該当なし)
	輸出貿易管理令別表第一及び外国為替令別表の規定に基づき貨物又は技術を定める省令 制定:平成3.10.14 通商産業省令第49号	第1条第50号 「パルス発生器又は…」 第6条第10号 「アナログデジタル変換器のうち、…」 第6条第11号 「デジタル方式の記録装置であって、…」 第6条第13号 「信号発生器であって…」 第6条第17号ヌ 「試験装置であって…」

判定結果

貨物：リスト規制 該当しない 技術：リスト規制 該当しない
--

リスト規制該当非判定結果報告書

令和6年2月1日現在及び令和6年9月8日現在の外為法、輸出貿易管理令、外国為替令及び貨物等省令に対応しています。

当判定はリスト規制に照らした製品機能の評価です。輸出をしようとする人・法人は法的義務として、全ての我国の法令と、全ての域外適用を受ける外国の法令を確認、遵守してください。 参照：<http://www.meti.go.jp/policy/anpo/>

株式会社テクトロニクス&フルーク 輸出管理室
law.jp 《アットマーク》 tektronix.com

製品種類	ケースレーインストルメンツ製 各種製品	
製品型番	7001, 7002, 7011-S, 7012-S, 7018-C, 7158, 7174A	
ECCN	3A992 参照： http://www.cistec.or.jp/service/beikoku_saiyusyutukisei/ 本製品は、原産国にかかわらず、米国 ExportAdministrationRegulations の規制対象です。仕向国要件、用途要件、取引禁止者リストを確認して、“License Required” に該当する場合には米国政府の事前許可を得てください。	
	法令	主な参照条文
外国為替及び外国貿易法	制定:昭和 24.12.1 法律第 228 号	第 1 条、第 5 条、第 6 条、第 24 条、第 25 条、第 48 条、第 55 条の 10
輸出貿易管理令	制定:昭和 24.12.1 政令第 378 号	別表第一 1~15、別表第二、別表第二の二 (いずれも該当なし)
外国為替令	制定:昭和 55.10.11 政令第 260 号	別表 1~15 (該当なし)

判定結果

貨物：リスト規制 該当しない
技術：リスト規制 該当しない

リスト規制該当非判定結果報告書

令和6年2月1日現在及び令和6年9月8日現在の外為法、輸出貿易管理令、外国為替令及び貨物等省令に対応しています。

当判定はリスト規制に照らした製品機能の評価です。輸出をしようとする人・法人は法的義務として、全ての我国の法令と、全ての域外適用を受ける外国の法令を確認、遵守してください。 参照：<http://www.meti.go.jp/policy/anpo/>

株式会社テクトロニクス&フリューク 輸出管理室
law.jp 《アットマーク》 tektronix.com

製品種類	ケースレーインストルメンツ製 各種製品		
製品型番	237-100H2, 237-160D3, 237-170D1, 237-308-1E, 237-308-2E3, 237-313A, 237-ALG-15, 237-ALG-2, 237-ALG-5, 237-ALG-6LUG, 237-BAN-3A, 237-BNC-TRX, 237-TRX-BAR, 237-TRX-ISTC, 237-TRX-NG, 237-TRX-T, 237-TRX-TBC, 4288-1, 487-BAN-6-1, 6522, 7009-5, 7078-TRX-10, 7078-TRX-BNC, 7078-TRX-TBC, 8010, 8101-PIV, 9139A-172E, KTTI-GPIB, KTTI-RS232, KUSB-488B, LR:8028		
ECCN	EAR99 参照： http://www.cistec.or.jp/service/beikoku_saiyusyutukisei/ 本製品は、原産国にかかわらず、米国 ExportAdministrationRegulations の規制対象です。仕向国要件、用途要件、取引禁止者リストを確認して、“License Required”に該当する場合には米国政府の事前許可を得てください。		
法令		主な参照条文	
外国為替及び外国貿易法 制定:昭和24.12.1 法律第228号		第1条、第5条、第6条、第24条、第25条、第48条、第55条の10	
輸出貿易管理令 制定:昭和24.12.1 政令第378号		別表第一 1~15、別表第二、別表第二の二 (いずれも該当なし)	
外国為替令 制定:昭和55.10.11 政令第260号		別表 1~15 (該当なし)	

判定結果

貨物：リスト規制 該当しない
技術：リスト規制 該当しない